

阿武隈川国有林の地域別の森林計画書

(阿武隈川森林計画区)

計画期間 自 令和2年4月1日
至 令和12年3月31日

関東森林管理局

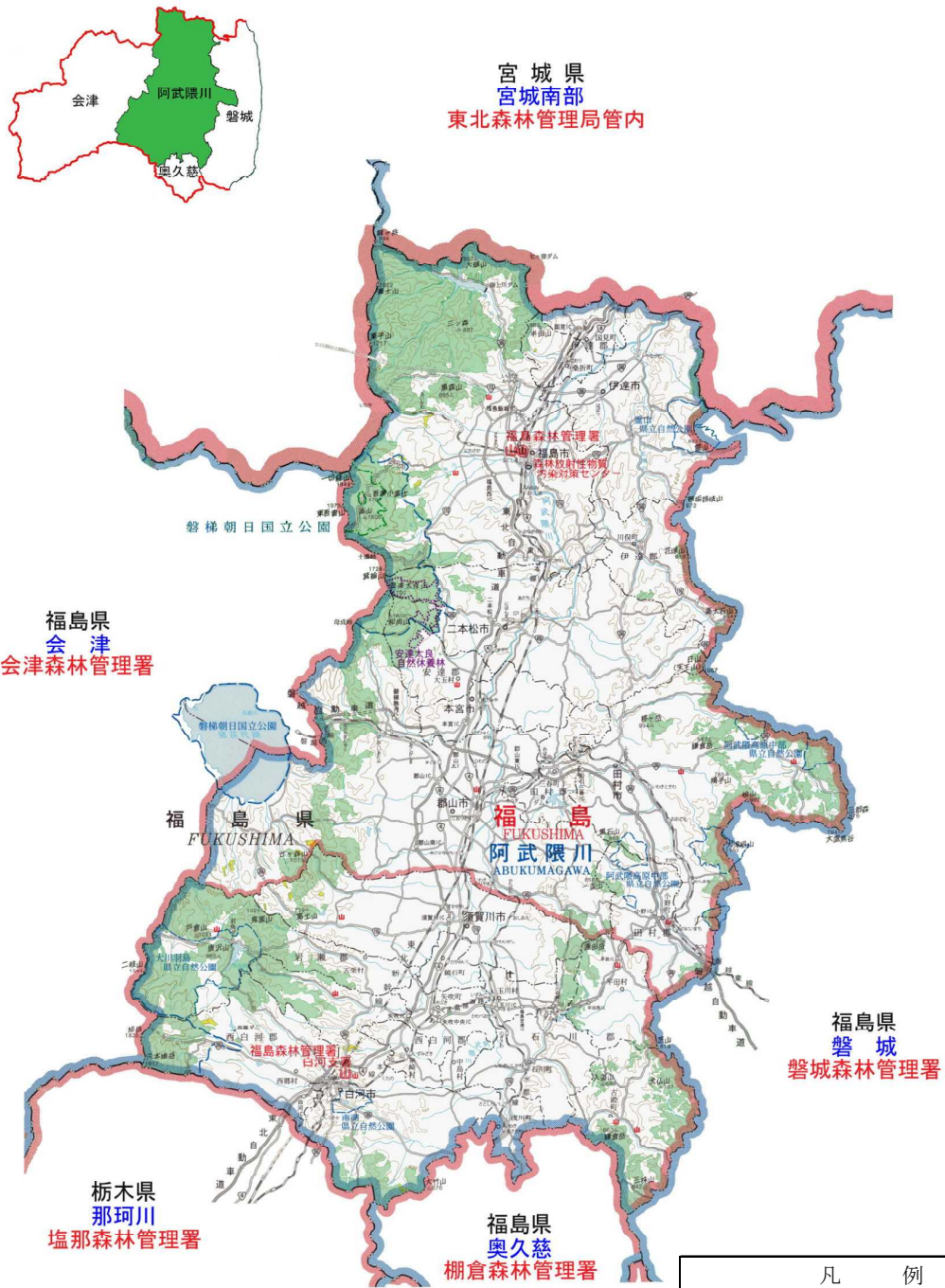
阿武隈川国有林の地域別の森林計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第1項に基づき、同法第4条第1項の全国森林計画に即して関東森林管理局長がたてた、阿武隈川森林計画区の国有林についての森林の整備及び保全の目標に関する計画である。







この計画の計画期間は、令和2年4月1日から令和12年3月31日までの10年間である。

（利用上の注意）

- ① 総数と内訳の数値の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。
- ③ -は、該当がないものである。

阿武隈川森林計画区の位置図



凡 例	
	森 林 管 理 署 界
	森 林 計 画 区 界
	国 有 林
	官 行 造 林 地
	森 林 管 理 署
	森 林 事 務 所

目 次

I	計画の大綱	
1	森林計画区の概況	1
2	前計画の実行結果の概要及びその評価	5
3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	7
II	計画事項	
第1	計画の対象とする森林の区域	8
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	9
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	9
(1)	森林の整備及び保全の目標	9
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	10
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	12
2	その他必要な事項	12
第3	森林の整備に関する事項	13
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	13
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	13
(2)	立木の標準伐期齢	15
(3)	その他必要な事項	15
2	造林に関する事項	15
(1)	人工造林に関する事項	15
(2)	天然更新に関する事項	16
(3)	その他必要な事項	17
3	間伐及び保育に関する事項	18
(1)	間伐の標準的な方法	18
(2)	保育の標準的な方法	19
(3)	その他必要な事項	19
4	公益的機能別施業森林の整備に関する事項	20
(1)	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	20
(2)	その他必要な事項	21
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	22
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	22
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準 及び作業システムの基本的な考え方	22
(3)	更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	22
(4)	その他必要な事項	22
6	森林施業の合理化に関する事項	23
(1)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	23
(2)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	23
(3)	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	23
(4)	社会経済情勢を踏まえた森林施業に関する方針	23
(5)	その他必要な事項	23

第4	森林の保全に関する事項	24
1	森林の土地の保全に関する事項	24
	(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	24
	(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	26
	(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	27
	(4) その他必要な事項	27
2	保安施設に関する事項	28
	(1) 保安林の整備に関する方針	28
	(2) 保安施設地区の指定に関する方針	28
	(3) 治山事業の実施に関する方針	28
	(4) その他必要な事項	28
3	鳥獣害の防止に関する事項	29
	(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	29
	(2) その他必要な事項	29
4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	29
	(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	29
	(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	29
	(3) 林野火災の予防の方針	30
	(4) その他必要な事項	30
第5	計画量等	31
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	31
2	間伐面積	31
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	31
4	林道等の開設及び拡張に関する計画	32
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	40
	(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	40
	(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	41
	(3) 実施すべき治山事業の数量	42
第6	その他必要な事項	43
1	保安林その他制限林の施業方法	43
2	その他必要な事項	51
別表1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法	52
別表2	鳥獣害防止森林区域	67
別表3	指定施業要件を定める場合の基準	68
別表4	指定施業要件における伐採の方法	70
別表5	自然公園区域内における森林の施業	71
別表6	砂防指定地等の森林の施業	72

附属参考資料

1	森林計画区の概況	73
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	73
(2)	地況	74
(3)	土地利用の現況	75
(4)	産業別生産額	76
(5)	産業別就業者数	77
2	森林の現況	78
(1)	齢級別森林資源表	78
(2)	制限林普通林別森林資源表	83
(3)	市町村別森林資源表	84
(4)	制限林の種類別面積	88
(5)	樹種別材積表	91
(6)	荒廃地等の面積	91
(7)	森林の被害	91
3	林業の動向	92
(1)	森林組合及び生産森林組合の現況	92
(2)	林業事業者等の現況	93
(3)	林業労働力の概況	94
(4)	林業機械化の概況	94
(5)	作業路網等の整備の概況	94
4	前期計画の実行状況	95
(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積	95
(2)	間伐面積	95
(3)	人工造林及び天然更新別面積	95
(4)	林道の開設及び拡張の数量	95
(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画	96
5	林地の異動状況（森林計画の対象森林）	97
(1)	森林より森林以外への異動	97
(2)	森林以外より森林への異動	97
6	森林資源の推移	98
(1)	分期別伐採立木材積等	98
(2)	分期別期首資源表	99

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び面積

当計画区は、福島県の中央部に位置し、阿武隈川広域流域に属している。東は磐城森林計画区、西は会津森林計画区、南は奥久慈森林計画区及び栃木県、北は宮城県及び山形県にそれぞれ接し、「中通り」と呼ばれる地域で、福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、須賀川市、白河市、本宮市の8市と伊達郡の3町、安達郡の1村、岩瀬郡の1町1村、西白河郡の1町3村、石川郡の3町2村、田村郡の2町の計25市町村を包括している。

この地域の総面積は477千haで県土の35%を占めている。

(2) 自然的背景

ア 地勢

(ア) 山系

当計画区は、那須火山帯に源を發する一級河川阿武隈川あぶくまがわの源流から宮城県境までの地域で大部分が山地であり、これらの山地に囲まれた平野部は福島盆地、郡山盆地、白河盆地として開けている。

西部には、奥羽山脈に属する東吾妻山ひがしあづまやま (1,975m)、安達太良山あだたらやま (1,700m)、二岐山ふたまたやま (1,544m)、額取山ひたいとりやま (1,009m) 等の諸峰が南北に走り、東日本火山帯の一部である那須火山群の三本槍岳さんぼんやりだけ (1,917m) に連なり、日本の中央分水嶺をなす起伏に富む山岳を形成している。

東部には、大滝根山おおたきねやま (1,192m) を代表とした阿武隈高地が南北に連なっている。

これらの山系は、地域のシンボルとして重要な景観を形成しているほか、百名山に数えられる名高い山が多い。奥地は自然度の高い天然生林が広域に生育していることから、自然環境の維持・保全が求められており、都市近郊に位置する森林については、森林とふれあう場の提供が期待されている。

(イ) 水系

主なる河川は、那須火山帯に源を發し、本計画区の中央をゆるやかに北上する阿武隈川である。奥羽山脈を源とする摺上川すりかみがわ、五百川ごひやくがわ、釈迦堂川しやかどうがわ等と阿武隈高地を源とする移川うつしがわ、大滝根川おおたきねがわ、北須川きたすがわ等の各支流が合流し太平洋に注いでいる。高瀬川たかせがわは単独の河川として太平洋に注いでいる。

那須北部に位置する大白森山おおしろもりやま、鎌房山かまふさやま等を源とする鶴沼川つるぬまがわは、会津地域に流下し、阿賀川あががわ (大川) に合流した後、阿賀野川あがのがわを経て日本海に注いでいる。また、阿武隈高地の大滝根山南部より源を發する夏井川なついがわはいわき市を経て太平洋に注いでいる。これら水系の上流域は、中通り各都市部の生活用水を始め、工業・農業用水の水源地として重要な役割を果たしている。

イ 地質及び土壌

(ア) 地質

阿武隈高地の地質は、古期花崗閃緑岩^{かこうせんりよくがん}及び花崗岩が多く分布し、一部残丘状の高い山では斑れい岩、石灰岩等もみられる。

霊^{りょうぜん}山地区では玄武岩質集塊岩が、古殿町、石川町では、結晶片岩（熱と圧力を受けた変成岩）の分布がみられる。

奥羽山脈から那須火山帯の脊梁部は石英安山岩類、安山岩が分布し、山麓一帯の大部分は新期火山砕屑物、花崗閃緑岩、新第三紀の中・下部層が占め、川桁断層、多田野断層が南北に走っている。

平坦部は洪積層、沖積層が主で第三紀層が点在し、八溝山系^{やみぞ}の西白河地区には中・古生層がみられる。急峻な地形や火山砕屑物の堆積地、断層の走っている地域等は、国土保全に十分配慮することが求められている。

(イ) 土壌

土壌は、褐色森林土が大部分を占め、一部で黒色土、その他となっている。

花崗岩類を母材とした土壌は、腐植の浸透が浅く、しかも腐植量の少ないものが多く分布し、緩斜面では下層が緻密で理学的の劣る土壌が多く、急斜面ではA層が浅く礫に富んだものが多い。

古生層、結晶片岩を母材とする土壌は、理学的に富み適潤性の土壌が多くみられる。

第三紀層の砂岩・凝灰岩を母材とする土壌は、一般的に適潤性の土壌が多くみられる。

黒色土は、主に那須火山群の二岐地区、安達太良火山群の玉ノ井・岳地区、吾妻火山群の土湯地区等の山麓緩斜地に分布しており、火山灰を母材とした残積土で偏乾性土壌となっている。

ポドゾル・ポドゾル化土壌は、標高の高い主稜線及び浄土平、勢至平等^{せいしだいら}の平坦部に分布しており、乾性ポドゾル化土壌が主である。浄土平では湿性ポドゾル・ポドゾル化土壌が優占している。一般に褐色森林土や黒色土は林木の生育に適しているが、酸性の強いポドゾルなどは一度伐採すると森林復元に大変時間がかかることから、施業の実施に当たっては十分な配慮が必要である。

ウ 気候

気候は概ね太平洋型気候に属し、内陸型気候で、特に福島盆地は寒暖の差が大きくなっている。年降水量は1,200mm程度で、最深積雪は25cm程度となっている。

阿武隈高地は年平均気温が10℃程度、年降水量は平野部とほぼ同じ1,200mm程度となっている。

奥羽山脈は冷温帯気候に属し、年平均気温が9℃程度で、年降水量は1,500mmに達し、積雪も88cmと多くなっている。

エ 森林の概況

当計画区は、太平洋側植生域から日本海側植生域へ移行する地域まで広範な森林形態を有している。また、火山の影響による高山帯の低標高化や、亜高山帯植生、人工林と天然林のコントラストなど多様な景観を生み出している。森林生態系の豊かさを示すクマタカやオオタカ等の希少野生猛禽類の生息が確認されており、今後ともこれらの種の保全を通じて生物多様性の維持・保全を図ることが求められている。

人工林及び天然林の概況は次のとおりである。

(ア) 人工林

当計画区内の国有林における人工林の面積は、約47千haで森林面積の46%を占め、樹種別にはスギ32%、ヒノキ10%、アカマツ34%、カラマツ10%、その他14%となっている。

年齢別にみるとⅠ～Ⅳ年齢級の幼齢林が全体の3%、Ⅴ～Ⅷ年齢級12%、Ⅸ年齢級以上が85%となっており高齢級の林分が多くなっている。

生育状況は全般的にスギ、ヒノキは良好であるが、茂庭、土湯地域に多く分布するアカマツ人工林については、広葉樹の進入が多く見られる。低標高地域においては、松くい虫被害が減少傾向で推移しているものの、依然として確認されており、健全な森林状態を維持する必要がある。

また、標高1,000m以上の箇所に植栽されたカラマツは気象、土壌等の自然的条件が厳しいため一部に生育不良な林分が見られる。

これらの人工林のうち良質な木材の生産が困難な林分についても、水源涵養機能の維持、向上のための森林整備を図ることが求められている。

(イ) 天然林

当計画区の国有林における天然林の面積は、約47千haで森林面積の54%を占め、生育は中庸である。二次林は、アカマツ、コナラ、クリ等で阿武隈高地全域と奥羽山脈の里山地帯に分布しており、アカマツは一部で形質の良好なものがある。また、ブナを主とした林分とコメツガ、アオモリトドマツ、シラベを主とした亜高山帯の針葉樹林は、良好な状態を維持しており、美しい自然景観を形成している林分が多い。

北西部の茂庭地区では、摺上川源流域に原生的なブナ林が広域にわたり生育している。林内にはブナ、ミズナラ、カエデ類、ホオノキ等、沢沿いにはトチノキ、尾根筋にはキタゴヨウ、ネズコ等の針葉樹が分布するなど立地条件に応じた住み分けも見る事ができる。

(3) 社会経済的背景

ア 人口及び産業別就業状況等

当計画区の人口は1,110千人で、県全体の60%を占めているが、計画区全体では、殆どの市町村で減少傾向にある。

産業別の就業者の割合は、第1次産業が2%、第2次産業が33%、第3次産業が65%となっており、県平均とほぼ同様の傾向を示している。

イ 土地の利用状況

当計画区内の土地面積477千haのうち、森林は57%（272千ha）を占めており、森林率は県平均に比べ低くなっている。そのうち国有林は92千haで、森林面積の3割強を占めている。また、耕地は土地面積の11%となっている。

ウ 交通網

J R 東北新幹線、東北本線及び東北自動車道、国道 4 号が交通の大動脈として南北に縦貫して首都圏及び宮城県を結び、福島市から J R 山形新幹線、奥羽本線及び国道13号により山形県と結ばれている。

郡山市からは磐越東線、磐越西線、水郡線、磐越自動車道、国道49号が延びており、茨城県、新潟県等と結んでいる。

また、国道114号、115号、118号、288号の各線が阿武隈高地、奥羽山脈を東西に横断し、国道349号、399号が阿武隈高地を南北に走り、本地域の経済立地の向上に寄与している。国道289号（甲子道路）は、難所であった南会津郡下郷町から西白河郡西郷村を結び、幹線道路及び観光道路としての機能を果たしている。平成23年には、あぶくま高原道路が全線開通し、東北自動車道と磐越自動車道をつなぐ路線として物流の活性化、福島空港への利便性が向上している。現在、東北中央自動車道の相馬－福島間が建設中、福島－米沢間が開通し、福島県内の路線は、令和2年度にすべて開通の予定である。

さらに福島空港からは札幌、大阪への定期便が運行されている。

エ 地域産業の概況

福島市は第3次産業が中心であり、周辺の県北地域の町村は、果樹園等の地場産業経営を主体に行っている。二本松市は家具・木工、醸造業等の産業が盛んである。阿武隈北部、安達地区では稲作を主体として、畜産や野菜栽培と組み合わせた経営が行われている。

また、郡山市・須賀川市及びその周辺部は、高度技術集積都市を目指して先端技術産業の拠点づくりに取り組み、工業及び商業の産業基盤整備が進められ、近年は医療・福祉機械等の高度技術産業も進んでいる。阿武隈高原地域では、農業基盤整備が進められ、田村市を中心として葉たばこ栽培、畜産・酪農が行われている。

白河市及びその周辺は、首都圏に近く、新幹線、高速道の高速交通体系の整備等によって、電気機器、ゴム、機械工業等の第2次産業が進展している。農業では米・トマト・キュウリ・ブロッコリー・葉たばこ等が栽培されている。

オ 林業・林産業の概況

当計画区の森林は、気候、地況、土壌等の自然条件に恵まれた地域を中心に、スギ、アカマツを主体とした人工林化が進み、人工林率は42%に達している。また、森林保有状況は、私有林85%、公有林10%、その他5%となっている。

森林組合は6組合あり、造林・保育・林産事業等を通じ、地域振興に重要な役割を果たしている。

林業地域としては、スギを中心とした古殿町、小野町、通称岩瀬マツで知られる岩瀬地方等がある。原木しいたけの生産が盛んな地域として伊達市、白河市、田村市等があるが、福島第一原子力発電所の事故の影響により一部地域で出荷制限があるため生産量は減少している。田村市、小野町、古殿町、矢吹町等では木炭の生産が行われている。

木材関連産業は、製材工場をはじめ、プレカット工場、集成材工場、丸太加工工場等が各地区で操業されている。規模は比較的小さいものの、製材用材の入荷量のうち国産材が107km³で9割を占め、県平均を上回っている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5ヵ年分（平成27年度～令和元年度）における当計画区での主な計画と実行結果は次のとおりとなっている。（令和元年度は、実行予定を計上した。）

（1）間伐立木材積その他の伐採立木材積及び間伐面積

主伐は、分収林を中心に計画したところであるが、分収林の契約期間の延長等により計画を下回ることとなった。

間伐は、計画した林分の生育状況等を考慮し、一部の実行を見合わせたことから、材積・面積ともに計画を下回ることとなった。

単位 材積：m³ 面積：ha

区分	前計画の前半5ヵ年分		実行結果	
	主伐	間伐	主伐	間伐
伐採量 (間伐面積)	718,442	499,977 (6,463)	423,412	249,085 (1,843)

（2）人工造林及び天然更新別面積

人工造林については、分収林の契約期間の延長等に伴い、一部の主伐・更新を今期計画期間（令和2年度～令和11年度）で行うこととしたため、計画を下回ることとなった。

天然更新については、稚樹・幼樹の生育状況からみて経過観察等を要する箇所があり、今期計画期間以降に更新完了を予定していることから、計画を下回ることとなった。

単位 面積：ha

区分	前計画の前半5ヵ年分		実行結果	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	1,907	354	691	58

(3) 林道等の開設及び拡張（改良）の数量

林道等の開設については、適切な森林整備に必要とされる路線を計画したが、分収林の伐採が延期になったこと等から開設を見合わせる路線があったことから、計画を下回ることとなった。

林道等の拡張については、当初計画で予期できなかった台風などの集中豪雨等による被災箇所を優先して実行した結果、計画を下回ることとなった。

単位 開設：m 拡張：路線数

区分	前計画の前半5カ年分		実行結果	
	開設	拡張	開設	拡張
林道	86,891	37	11,130	9
うち林業専用道	86,891	—	11,130	1

(4) 保安林の整備及び治山事業の数量

保安林機能の維持増進のための抜き切り（本数調整伐）については、森林の生育状況を考慮し実行を見合わせたことから、計画を下回ることとなった。

保安施設については、集中豪雨等で同一地区内の施工箇所が増加し、その他の地区で事業を実施できなかったことから、計画を下回ることとなった。

単位 地区数

区分	前計画の前半5カ年分		実行結果	
	保安施設及び保安林の整備	地すべり事業	保安施設及び保安林の整備	地すべり事業
地区数	181	—	20	—

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現や木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びついている。

とりわけ、我が国の森林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が主伐期を迎え、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造成すべき段階を迎えたといえる。これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためには、より効率的かつ効果的な森林の整備及び保全を進めていく必要がある。こうした情勢を踏まえ、森林の現況、自然条件、社会的条件、国民のニーズ等に応じて、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指すこととする。

その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることが望ましい。

この計画においては、このような考え方に即し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにし、森林の整備及び保全の目標を定めるとともに、この目標を実現するために必要な伐採立木材積、造林面積、林道開設量等を定めることとした。

なお、この計画の樹立に即して、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととし、森林経営管理制度が円滑に機能するよう積極的に取り組むこととする。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域 市町村別面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		91,828.18	
市 町 村 別 内 訳	福 島 市	30,315.05	福島森林管理署 県北地域
	二 本 松 市	2,363.96	〃 〃
	伊 達 市	513.15	〃 〃
	桑 折 町	408.60	〃 〃
	川 俣 町	822.52	〃 〃
	大 玉 村	2,817.40	〃 〃
	郡 山 市	9,889.26	〃 県中地域
	田 村 市	9,835.43	〃 〃
	小 野 町	953.53	〃 〃
	須 賀 川 市	2,694.35	福島森林管理署白河支署 〃
	天 栄 村	13,671.92	〃 〃
	玉 川 村	681.61	〃 〃
	平 田 村	1,281.74	〃 〃
	古 殿 町	6,154.61	〃 〃
	白 河 市	5,049.73	〃 県南地域
西 郷 村	4,375.32	〃 〃	

- (注) 1. 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。
2. 森林計画図の縦覧場所は、関東森林管理局計画課及び備考欄に記載する森林管理署等
(ただし、当該森林管理署等の管轄する区域部分) とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

当計画区内の森林の自然的社会的経済的諸条件からみて、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能について、特にその機能発揮の上から望ましい森林の姿は次のとおりである。

ア 水源涵養機能

下層植生の発達と樹木の根の発達等により、水を蓄える孔隙に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間と光環境が確保され、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり葉量の多い樹種によって構成されている森林

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力のある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階の林分や樹種がバランスよく配置されている森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、前述の「森林の整備及び保全の目標」を基本とし、各機能の高度発揮を図るため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮しつつ、さらには、放射性物質の影響等にも配慮し、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を行う観点から、森林を、地域の特性、森林資源の状況及び森林に関する自然条件並びに社会的要請を総合的に勘案の上、育成単層林における保育・間伐及び主伐と再生林による森林資源の若返りの積極的な推進、針広混交林化及び広葉樹林化の推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の適確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策及び森林病虫害や野生鳥獣による被害防止対策の推進等を行うこととする。

さらに、森林の整備及び保全には路網の整備が不可欠であり、育成単層林等においては、施業の効率化に必要な路網を計画的に整備する一方、天然生林においては管理に必要な最小限の路網を整備又は現存の路網を維持するなど、指向する森林の状態に応じた路網整備を進めることとする。

なお、森林の整備に伴い発生した木材については、有効に利用することとする。

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺の森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を図る観点から、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本として、適切に保育・間伐を実施するとともに、伐採に伴って生じる裸地については、縮小又は分散を図ることとする。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

さらに、ダム等の利水施設上流部等においては、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。

また、集落等に近接する山地災害の発生の高危険性が高い地域等においては、土砂の流

出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、溪間工や山腹工等の施設の設置を推進することを基本とする。

ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

また、快適な環境の保全のための保安林の適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている森林等の保全を推進することとする。

エ 保健・レクリエーション機能

国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、国民に憩いと学びの場等を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の適切な管理を推進することとする。

オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階の林分や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

また、野生生物の移動のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区 分		現 況	計画期末
面 積	育成単層林	41,983.20	37,970.40
	育成複層林	4,598.43	7,395.19
	天然生林	40,883.34	40,891.33
森林蓄積 m ³ /ha		182	180

(注) 1. 育成単層林、育成複層林及び天然生林へと誘導・維持する施業の内容については、以下のとおり。

(1) 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為^{*1}により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（以下「育成単層林へ導くための施業」という）。

(2) 育成複層林においては、森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層^{*2}を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として人為により成立させ維持する施業（以下「育成複層林へ導くための施業」という）。

(3) 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（以下「天然生林へ導くための施業」という）。

この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

*1 「人為」とは、植栽、更新補助（落下した種子の発芽を促進させるための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

*2 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより、生じるもの。

2. 現況については、平成31年3月31日現在の数値である。

2 その他必要な事項

特になし。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

ア 育成単層林へ導くための施業

育成単層林へ導くための施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件、林業技術体系等からみて、公益的機能の発揮が確保され、高い林地生産力が期待できる森林について、下記に留意の上実施することとする。なお、伐採方法は皆伐とし、更新方法は、人工造林又はぼう芽更新等の天然更新とする。

- a 自然条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮することとする。1箇所当たりの伐採面積は、法令等により制限を受けている森林及び水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、おおむね5ha以下（法令等により1箇所当たりの伐採面積が5ha以下で指定されている場合は、その制限の範囲内）とする。ただし、分収造林等の契約に基づく森林は契約内容による（法令等による制限がある場合はその範囲内）。
- b 連続して伐区を設けようとする場合は、隣接新生林分がおおむねうっ閉した後に設けることとする。
- c 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮することとする。
- d 林地の保全、溪畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮することとする。
- e 利用径級に達しない有用樹種であつて、形質の優れているものが生育している場合は努めて保残することとする。
- f 主伐の時期については、生物多様性の保全、水源涵養等の公益的機能の発揮を第一とし、地域における木材需要、高齢級林分に偏った齢級構成の平準化等を踏まえ、伐期の多様化を図ることとする。
- g アカマツの天然下種更新やクヌギのぼう芽更新等による育成単層林の造成を期待し天然更新を行う場合は、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特性等について十分配慮するとともに、伐採に当たっては、前生稚樹の生育状況及び種子の結実状況、ぼう芽力の旺盛な林齢等を勘案して、適切な時期を選定することとする。

イ 育成複層林へ導くための施業

育成複層林へ導くための施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組合せにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が期待できる森林について、下記に留意の上実施することとする。また、主伐に当たつて、択伐・複層伐を実施する場合は、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件、稚樹や下層木の生育状況、種子の結実状況等を踏まえ、森林を構成している樹種、

林分構造等を勘案して行うこととする。スギ、ヒノキ等の単層林を複層林へ誘導する場合は、群状又は帯状の伐採を基本として実施することとする。

a 択伐

- ・ 樹種構成、自然条件、林木の成長等を勘案するとともに、公益的機能の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう配慮することとし、伐採率は30%以内（人工林にあつては40%以内、また、法令等による制限のある場合はその範囲内）とする。
- ・ 群状択伐を行う場合の一伐採群の大きさは0.05ha未満とし、帯状択伐を行う場合は10m未満の幅とする。
- ・ 伐採に当たっては、保残木、下木の損傷を回避し、稚幼樹や高木性樹種の中小径木の育成に努めることとする。
- ・ 更新は天然下種更新を基本とし、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特性等について十分配慮するとともに、伐採に当たっては、前生稚樹の生育状況及び種子の結実状況等を勘案して、適切な時期を選定することとする。

b 複層伐

- ・ 伐採箇所は、自然条件を踏まえ公益的機能を確保する観点から、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。伐採面積は、法令等により制限を受けている森林で伐採面積の上限が設けられている場合は、その制限の範囲内とする。また、伐採率は、原則として50%以内とする。
- ・ 林地や溪畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮することとする。
- ・ 稚幼樹、高木性樹種の中小径木の育成及び母樹の保残を図ることとする。
- ・ 伐採に当たっては、保残木、下木の損傷の回避に努めることとする。
- ・ 複層伐であつて天然更新を行う場合は、確実な天然下種更新を図るため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。
- ・ 保残木の下層に人工植栽を行う場合の伐採率は、植栽する下層木の良好な生育環境の確保及び林床植生の生育を抑制する観点から、適正な林内相対照度（40%以上）を確保するため、20～50%を目安とする。

ウ 天然生林へ導くための施業

天然生林へ導くための施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、下記に留意の上実施することとする。

a 主伐については、ア及びイで定める事項によることとする。

b 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要がある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

(2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、次のとおり定める。

単位：年

地 区	樹 種							
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	針葉樹 (その他)	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
郡山市湖南地区を 除く全域	45	50	40	40	55	15	65	20
郡山市湖南地区	45	50	45	45	55	15	65	20

(注)「広葉樹（その他）」は、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものとする。

(3) その他必要な事項

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、林地生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

人工造林については、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進することとし、技術的合理性に基づき次により行うこととする。

また、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとする。

ア 人工造林の対象樹種

人工造林については、適地適木を旨とし、造林地の気候、地形、土壌等の自然条件、既往造林地の成林状況、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、スギ、カラマツ等の針葉樹のほか、地域に応じた高木性の広葉樹等とする。スギ苗木の選定に当たっては、入手できない場合を除き、無花粉スギ、少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木とする。加えて、特定母樹から生産される優良種苗の供給体制が構築されることを踏まえ、その苗木の導入を積極的に図ることとする。

イ 人工造林の標準的な方法

地位等の自然条件や既往の造林方法を勘案し、次を標準として適確な更新を図ることとする。

また、再造林は、伐採、地ごしらえ、造林等の作業を一連の工程で行う一貫作業シス

テムにより実施することを基本とする。

a 地ごしらえ

植生、地形、気象等の立地条件、保残木や末木枝条の残存状況及び予定する植栽本数等に応じた適切な作業方法を採用することとする。

b 植付け

入手可能な限り、コンテナ苗を活用する。また、気象条件及び苗木の生理に配慮しつつ、苗木の適正な管理を行うとともに、適期の作業とし、確実な活着と旺盛な成長が図られるよう実施することとする。

c 人工造林の植栽本数

植栽本数は、2,000本/haとする。ただし、指定施業要件で植栽の下限本数が定められている保安林では、その本数とする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、裸地状態を早期に回復して公益的機能の維持を図るため、皆伐を行い人工造林によるものについては、原則として、伐採・搬出を終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して、2年以内とする。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

ア 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、周辺の自然条件を踏まえたものとする。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新箇所について、確実な更新を図るために更新補助作業を行う場合は、次によることとする。

a 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により、種子の着床、稚樹の発生、生育が阻害されている箇所については、かき起こし、枝条整理等の作業を行い、種子の着床と稚樹の発生及び生育の促進を図ることとする。

b 刈出し

発生した稚樹の生育が、ササ等の植生の繁茂によって阻害されている箇所については、稚樹の周囲の刈払いを行い、稚樹の生育の促進を図ることとする。

c 植込み

適期に更新状況を確認し、更新が不十分な箇所については、現地の実態に応じた必要な本数の植込みを行うこととする。

d 芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、必要に応じて芽かきを行うこととする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新の種類	更新状況調査の時期	更新完了の目安
天然下種第1類	搬出又は地表処理完了後3年目	樹高30cm以上の高木性の天然木が5,000本/ha以上林地にほぼ均等に成立したときとする。
天然下種第2類	搬出完了後5年目	
ぼう芽	搬出完了後3年目	

なお、更新状況調査において更新完了の目安に達していない場合は、状況に応じて更新補助作業の実施、又は植栽により確実な更新を図ることとする。

- (注) 1. 天然下種第1類：天然更新に当たり、更新補助作業を行い更新を図る方法。
2. 天然下種第2類：天然更新に当たり、天然力を活用し、人為を加えない方法。
3. ぼう芽：主に伐採した樹木の根株から発生する新芽を育てる方法。

(3) その他必要な事項

特になし。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

間伐開始の時期は、林分が閉鎖して林木相互間の競争による優劣が生じた時期とする。

また、間伐の繰り返し時期は下表のとおりおおむね10年を目安とし、間伐率や樹冠が閉鎖する期間等を考慮し、時期を失することのないよう適切に実施することとする。

樹種	間伐時期 (年)					間伐の方法
	初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ	25	35	(45)	(55)	(65)	○ 風害のおそれがある場合、国土保全上支障がある場合、その他特別な事情がある場合を除き、列状間伐とする。 ○ 間伐率は、おおむね20～35%とする。
ヒノキ	30	40	(50)	(65)		
アカマツ	30	40	(50)	(65)		
カラマツ	30	40	(50)	(65)		

(注) () は、長伐期施業に適用する。

(2) 保育の標準的な方法

下刈、つる切、除伐の保育については、次表を目安として、現地の実態に即した適期作業の実行に努め、林木の健全な生育を促進することとする。

植栽樹種	作業種	経過数 (年)														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
スギ	下刈	←				→										
	つる切						←		△				△			→
	除伐							←		△				△		→
ヒノキ	下刈	←				→										
	つる切						←		△				△			→
	除伐							←		△					△	→
アカマツ カラマツ	下刈	←				→										
	つる切					←		△				△				→
	除伐						←		△					△		→

- (注) 1 本表は保育実行時期の目安であり、実施に当たっては、現地の実態に応じて行うこととする。
- 2 下刈は、画一的な実施を排し、現地の実態に応じて可能な場合は、省略や隔年実施とする。
- 3 つる切・除伐の△印は標準的な適期を示し、←・→は実行時期の範囲を示す。
- 4 実行に当たっては、次の点に留意することとする。
- (1) 下刈終了時点の目安は、大部分の造林木が周辺植生高と同等以上となり、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。
- (2) 除伐の実行に当たっては、画一性を排し、将来の利用が期待される高木性樹種の育成、林地の保全に配慮した適切な作業を行うこととする。
- (3) 2回目の除伐時期又は、2回目の除伐実施後1回目の間伐時期までの間に、造林木の本数密度が高く、調整する必要がある場合は除伐2類を実施する。
- 5 天然木の保育については、目的樹種の特長、競合する植生の状態等現地の実態を十分考慮して、適切に実施することとする。

(3) その他必要な事項

森林吸収源対策を推進するため、育成林については、間伐等の保育を計画的かつ着実に実施することとする。

4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法については、次の区分ごとに別表1のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

(ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能／土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

(ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能又は文化機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等については、この限りでない。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業の方法

当該区域内における施業の方法は、伐期の間隔の拡大とともに伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあつては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、自然条件及び社会的条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進することとする。

具体的には、自然条件等に応じて、広葉樹の導入による針広混交林化等の育成複層林へ導くための施業を積極的に推進するほか、育成単層林へ導くための施業にあつて

は、更新時に林地が裸地化する面積及び期間を縮小するため、伐区のモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散及び自然条件等に応じた長伐期化に努め、公益的機能の維持増進を図ることとする。

② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業の方法

当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進することとする。

具体的には、山地災害の防止や土壌の保全を重視すべき森林については、育成複層林へ導くための施業を積極的に推進することとし、天然更新が可能な林分については、択伐による複層林施業により広葉樹の導入を図り、針広混交林への誘導に努めることとする。

自然環境の保全を最も重視すべき森林については、天然力の活用を基本とした天然生林へ導くための施業を行うこととし、必要に応じ、植生の復元等を実施するほか、野生生物の生育・生息地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した森林の確保を図ることとする。

森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動の場、野生鳥獣との共存の場として利用される森林については、景観の向上に配慮した天然生林へ導くための施業、郷土樹種を主体とする花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林へ導くための施業、人工林の有する景観美を維持するための育成単層林へ導くための施業の推進等に努めるとともに、森林レクリエーション施設と一体となった森林については、快適な森林空間の創出に努めることとする。

都市近郊や里山等地域住民の生活に密接な関わりを持つ森林については、択伐等による森林構成の維持を基本とした施業を継続的に実施するほか、樹種の選定や立木の密度等に配慮した保育、間伐等を積極的に行うこととする。

(2) その他必要な事項

特になし。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

森林の整備及び保全の目標の実現を図るため、林道等の開設に当たっては、森林の利用形態や、地形、地質及び傾斜等の自然条件及び社会的条件、事業量のまとまり等に応じ、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を計画的に推進することとする。

基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路 線 数	延 長
基幹路網	171	465
うち林業専用道	11	20

(注) 現状については、平成31年3月31日現在の数値である。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの導入を促進するとともに、効率的な森林施業に資するため、林道、林業専用道及び森林作業道が有機的に連結するよう計画的に路網を整備することとする。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	
急峻地(35°～)	架線系作業システム	5以上	5以上

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当なし。

(4) その他必要な事項
特になし。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業事業体の体質強化、高性能林業機械の導入、林業従事者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、林業経営基盤の強化が図られ、優れた林業従事者の確保に資することができるよう、私有林関係者及び関係機関と連携を図りつつ、請負事業の計画的・安定的な実施、事業発注時期の公表、技術習得情報の提供等に努めることとする。

あわせて、森林経営管理制度の定着に向けては、私有林において事業を実施する意欲と能力のある林業経営者の育成が重要であることから、国有林野事業に係る事業を委託する場合にはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮する。また、国有林の多様な立地を活かし、事業の実施やニーズを踏まえた現地検討会の開催、先駆的な技術の実証等を通じた林業経営者の育成に取り組む。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林施業の効率化及び労働強度を軽減し労働安全の確保を図るためには、高性能林業機械の導入が重要である。このため、私有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの普及・指導、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業事業体の高性能林業機械の導入の推進に寄与するよう努めることとする。

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材については、公共建築物等における木材利用の促進や地域における木材の安定供給体制の構築等が図られるよう、地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向を把握しつつ、持続的かつ計画的な供給に努めることとする。

また、地球温暖化防止のための森林吸収源対策として積極的な間伐等の森林整備を進めることに伴い生産される間伐材等については、合板や集成材等の原料としての利用拡大や土木分野における利用範囲の拡大等を踏まえつつ、加工・流通コストの削減や私有林管理への貢献等に取り組む需用者と協定を締結して需要先へ直送する「システム販売」によるなど、国有林材の安定供給を通じて、地域の林業・木材産業の活性化に貢献することとする。

(4) 社会経済情勢を踏まえた森林施業に関する方針

公益重視の管理経営を一層推進する中で、木材需要の多様化、林業労働力不足等の社会経済情勢の変化を踏まえ、植栽本数の縮減や下刈の省力化、天然力を活用した森林の更新、早生樹等の植栽の試行等、創意工夫に基づく森林施業に積極的に取り組むこととする。

(5) その他必要な事項

私有林と国有林が連携して効率的な路網整備や間伐等の森林整備に取り組むため、森林共同施業団地の設定等、引き続き私有林との連携を推進することとする。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、次のとおり定める。

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考	
市 町 村	区域 (林班)			(該当する保安林種等)	
福 島 市	(26～29)、30、(31～34)、 35～36、(37～38)、39、 (41～42)、43～44、(45)、 46、(47～50)、51～52、 (53～54)、55～58、(59)、 60、(61～68)、69～75、 (76)、78～80 (81～84)、 (87)、(90)、91、 (92～95)、96～133、 135～138、(139)、140、 (147)、148～149、 (152～154)、	24,505.50	水源の涵養 土砂流出・崩壊 の防備 なだれ・落石の 危険防止	水かん	22,711.80
	土流			1,460.11	
				土崩	65.35
				なだれ	98.54
				落石	4.62
				砂防	2,752.41
	計	24,505.50			
郡 山 市	(201～202)、203～205、 (206)、(208～212)、 213～214、(215)、 (217～218)、(221)、 (229～232)、233、 (234～235)、(239)、 240～245、(246)、 (426～429)、(476～477)	5,206.01	水源の涵養 土砂流出・崩壊 の防備 干害の防備	水かん	4,602.17
	土流			373.28	
				土崩	29.26
				干害	111.25
				砂防	26.35
[中 野]	5	5,206.01			
	計	5,206.01			
白 河 市	(1002～1003)、 (1005～1008)、 (1010～1018)、 (1043～1047)、 (1050)、1051、 (1052～1057)、1058、 (1059～1062)	3,318.79	水源の涵養 土砂流出の防備	水かん	3,210.67
	土流			93.07	
				砂防	12.97
	計	3,318.79			
須賀川市	(1401～1404)、 1405～1409、(1412～1413)	1,559.61	水源の涵養 土砂流出の防備	水かん	1,504.65
	土流			52.72	
[滝]	1			砂防	7.59
[長沼]	6～7				
	計	1,559.61			

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考	
市 町 村	区域（林班）			（該当する保安林種等）	
二本松市	(9)、(12～15)、(17～18) 19、(21)、(166)	829.20	水源の涵養 土砂崩壊の防備 落石の危険防止	水かん	818.66
				土崩	1.33
				落石	1.86
				砂防	7.35
	計				
桑折町	155～156	399.54	水源の涵養 土砂崩壊の防備	水かん	377.00
				土崩	22.54
	計				
伊達市	157～158	513.15	土砂流出の防備	土流	513.15
	計				
川俣町	(159～162)、(164～165)、 (167)	654.59	水源の涵養 土砂流出の防備 干害の防備	水かん	527.30
				土流	103.95
				干害	23.34
	計				
大玉村	(2～3)、(7)、8、(9～11)	1,146.32	水源の涵養 土砂流出の防備	水かん	948.40
				土流	25.30
				砂防	2.98
	計				
天栄村	1067、(1068～1069)、 1070、(1071～1074)、 1075、(1076～1078)、 1079～1086、(1087)、 1088、(1089)、 1090～1091、(1092)、 1093～1107、(1108)、 1109～1115、(1116～1117)、 1118～1121、(1128～1132)、 1133～1135、(1137)、 1140、(1141～1143)、 (1141～1143)、 1144～1148、(1149～1150)、 1151～1156、(1157～1161)	11,330.48	水源の涵養 土砂流出・崩壊 の防備	水かん	10,396.46
				土流	870.98
				土崩	7.69
				砂防	241.54
	計				
西郷村	(1019～1020)、1021、 (1022～1023)、 1024～1026、(1027)、 1028～1030、(1031)、 1036、(1037～1040)、 1041、(1042)	3,685.61	水源の涵養 土砂流出の防備	水かん	1,286.95
				土流	2,396.02
				砂防	19.27
	計				

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考	
市 町 村	区域（林班）			（該当する保安林種等）	
古 殿 町	(1234)、(1240)、 (1248～1250)、(1252)、 (1254)、(1257)、 (1264～1265)		土砂流出の防備	土流	41.42
	計	55.91		砂防	5.41
小 野 町	(314～317)、(319～322)		水源の涵養 土砂流出・崩壊 の防備	水かん	601.52
	計	619.91		土流	17.22
田 村 市	(247～248)、249、 (250～251)、(255)、 (258)、(267～269)、 (271～272)、(274)、 (278)、(280)、281、 (283～284)、(286～287)、 (289)、(298)、 (307～311)		水源の涵養 土砂流出・崩壊 の防備 干害の防備	水かん	1,466.00
	計	1,723.66		土流	227.00
総 数		55,548.28		土崩	1.80
				干害	11.54
				砂防	4.82

- (注) 1. 市町村欄の [] は官行造林地である。
 2. 区域欄の数字は林班で、() 書は林班の一部であることを示す。
 3. 本項に該当する主な森林の区域は、次の森林である。

該当する保安林種等	略 称
水源かん養保安林	水かん
土砂流出防備保安林	土流
土砂崩壊防備保安林	土崩
干害防備保安林	干害
なだれ防止保安林	なだれ
落石防止保安林	落石
砂防指定地	砂防

- (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法該当なし。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更は極力行わないこととするが、土石の切取り、盛土等により変更を行う場合には、自然環境に与える負荷を低減させることを念頭に、林地の保全に十分に留意することとする。

また、土地の形質変更の態様、地形、地質等の自然条件、行うべき施業の内容等に留意して、その実施地区の選定を行うとともに、土石の切取り、盛土を行う場合には法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設等を講ずるものとする。その他の土地の形質の変更を行う場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとする。

(4) その他必要な事項

立木の伐採に当たっては、森林のもつ公益的機能を阻害しないよう、小面積分散伐採とするよう努めることとする。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、Ⅱ－第2－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、当森林計画区における森林に関する自然条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備等の目的を達成するため、既指定保安林の整備を推進するとともに、保安林として指定する必要がある森林について計画的に指定することとする。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし。

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点からⅡ－第2－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、また近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていること及び山腹崩壊等に伴う流木災害が顕著化していることを踏まえ、山地災害による被害を未然に防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、溪間工、山腹工等の治山施設の整備及び保安林機能を維持増進するための本数調整伐等の保安林整備を計画的に推進することとする。また、流木対策としては、流木捕捉式治山ダムの設置や根系の発達を促す間伐等の森林整備、流木化して下流域へ被害を及ぼす可能性の高い流路部の立木の伐採等に取り組むこととする。その際、土砂流出防備等の機能の十分な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する制限と治山事業の実施の一体的な運用等に努めることとする。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理に必要な、標識の設置、巡視等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況等に関連する情報の総合的な管理を推進することとする。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については、別表2のとおり定める。

イ 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、当該対象鳥獣からの被害を防止するため、わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）並びに防護柵の設置及び維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、センサーカメラを用いた生息状況調査等の植栽木の保護措置による鳥獣害防止対策を推進することとする。

その際、地方公共団体など関係機関と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めるとともに、防護柵等の設置に当たっては、創意工夫を図りながら設置コストの抑制に努めることとする。

(2) その他必要な事項

特になし。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。松くい虫による被害への対応については、被害予防の観点から薬剤の予防散布を行うとともに、被害木については伐倒駆除を行い、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。なお、抵抗性を有するマツへの転換に当たっては、気候、土壌等の自然条件に適合したものを導入することとする。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害についても当計画区の国有林及び民有林において確認されていることから、被害の発生状況や有効な被害防除対策等について民有林関係者との情報共有を行いながら、民有林と連携した対策を検討する。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

3（1）アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、3（1）イに準じた鳥獣害防止対策を推進する。

当計画区の国有林においては、対象鳥獣以外による森林被害は確認されていないものの、阿武隈高地においてツキノワグマの複数の目撃情報があることから、森林被害の未然防止、早期発見による適切な対応策を講ずる観点から、森林の巡視を強化することとする。

また、被害が発生した場合は、地方公共団体など関係機関と連携し、効果的な被害対策に努めることとする。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災を未然に防止するため、入林者数の動向、道路の整備状況及び過去における林野火災の発生頻度を踏まえ、保護標識等の適切な設置や巡視に努めるとともに、保護管理上必要となる歩道等については、必要に応じて地方公共団体との連携を図り、効果的な整備を推進することとする。

(4) その他必要な事項

林野火災や廃棄物の不法投棄等の人為被害、病虫獣害、寒風害等の気象被害等については、入林者数の動向、過去の被害の発生状況、発生時期、気象状況等を踏まえ、より効果的かつ適切な被害防止の実施に努めることとする。

第5 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	3,015	2,921	94	1,768	1,689	79	1,246	1,232	14
うち前半5年分	1,431	1,384	47	892	851	41	539	533	6

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総 数	14,220
うち前半5年分	5,981

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	5,899	883
うち前半5年分	2,379	58

4 林道等の開設及び拡張に関する計画

単位 延長:m 面積:ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	う ち 前 半 5 年 分	対 函 番 号	備 考 林 班	
開設	総 数			1 4 7 路 線	286,080	29,391	154,350			
	自動車道	林 業 専 用 道	福島市	三 日 尻	8,000	1,700	8,000	1	144外	
菱 川 支 線				3,000	200	3,000	2	66		
大 平				1,000	100	1,000	3	151		
笹森山第一支線				1,200	150	—	4	24		
笹森山第二支線				800	800	—	5	25		
笹森山第三支線				800	800	—	6	25		
横 道				700	50	—	7	27		
角 沢				700	100	—	8	27		
額 取				700	50	—	9	28		
女 沼				800	150	—	10	38		
男沼第二支線				1,500	200	—	11	38		
竹ノ森第一				700	50	—	12	42		
竹ノ森第二				700	50	—	13	42		
竹ノ森第三				700	50	—	14	42		
吾妻小富士				3,500	300	—	15	46		
ぬる湯第一支線				2,500	200	—	16	48		
計			1 6 路 線	27,300	4,950	12,000				
			二本松市		安 達 太 良	2,000	400	—	17	9外
櫛 平					1,200	200	—	18	13	
林 間					500	50	—	19	14	
ぐみ塚林					1,000	150	—	20	15	
ぐみ塚支線					700	150	—	21	15外	
塩 沢	4,400	300			—	22	20			
計	6 路 線	9,800	1,250	—						

単位 延長:m 面積:ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	う ち 前 半 5 年 分	対 函 番 号	備 考 林 班
開設	自動車道	林業 専用道	伊達市	雁 田	5,000	500	5,000	23	157
			計	1 路線	5,000	500	5,000		
			川俣町	大 柴	3,800	350	3,800	24	160外
				水 境	3,000	300	3,000	25	163外
				花 塚 山	700	100	—	26	159
			計	3 路線	7,500	750	6,800		
			大玉村	大 塚 平	2,680	300	2,680	27	1
				和 尚 山	5,000	400	5,000	28	1 外
				長 坂	1,200	150	1,200	29	4
				松 葉 沢	1,400	150	1,400	30	7
				大塚平支線	3,000	300	—	31	1
				百 目 沢	1,000	50	—	32	4
				小高倉支線	500	50	—	33	5
				松葉沢支線	1,300	100	—	34	7
				松葉沢分線	500	100	—	35	7
				安達太良支線	1,100	100	—	36	10
				井 戸 神	1,200	1,200	—	37	10
				櫛 平 支 線	1,000	1,200	—	38	11外
			計	1 2 路線	19,880	4,100	10,280		
			郡山市	妙 見 山	3,000	100	3,000	39	201
				大久保支線	4,400	200	4,400	40	213外
				滝	2,200	200	2,200	41	215外
				安子ヶ島支線	1,000	200	1,000	42	220
				竹ノ内支線	1,700	200	1,700	43	226
				小 浜 沢	3,000	100	3,000	44	234

単位 延長:m 面積:ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	う ち 前 半 5 年 分	対 凶 番 号	備 考 林 班
開設	自動車道	林業 専用道	郡山市	西山理想山支線	4,000	600	4,000	45	236
				西山第一支線	2,000	200	2,000	46	236外
				西山第二支線	2,000	300	2,000	47	236
				安佐野入	3,000	600	3,000	48	428外
				天狗沢支線	500	100	—	49	206
				天 狗 沢	1,000	300	—	50	207
				山 田 原	5,000	300	—	51	209外
				山田原支線	2,000	300	—	52	209外
				山田原第一支線	1,000	200	—	53	210
				三 森 支 線	1,000	300	—	54	212
				鞍 手 山	1,000	200	—	55	231
				摺 上 山	13,000	700	—	56	237外
				赤 木 平	5,000	700	—	57	246
				大 平	3,000	300	—	58	319外
				日 影 山	3,000	300	—	59	322外
				大 柏 木	2,000	100	—	60	324
				河 ウ ソ	2,000	200	—	61	325
				青井沢支線	3,000	200	—	62	326
			計	24路線	68,800	6,900	26,300		
			田村市	桑 柄 木	1,500	200	1,500	63	255
				戸 引	2,000	200	2,000	64	254
				戸引支線	1,000	100	1,000	65	256
				鎌 倉 岳	6,000	300	6,000	66	258外
				蔵 内	4,000	500	4,000	67	262
石 黒	2,000	400		2,000	68	268外			
南 合 子	1,000	100	1,000	69	282				

単位 延長:m 面積:ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	う ち 前 半 5 年 分	対 函 番 号	備 考 林 班
開設	自動車道	林業 専用道	田村市	合 子	2,000	400	2,000	70	283外
				南大久保	2,000	200	2,000	71	286
				休 場	1,000	150	1,000	72	289
				釜 作	1,000	100	1,000	73	290
				檜山第一支線	11,000	500	11,000	74	291外
				仲 小 屋	3,000	300	3,000	75	294外
				大 槻	3,000	400	3,000	76	296外
				羽 山 支 線	500	50	500	77	311
				羽 山	4,000	400	4,000	78	311外
				作 北	3,000	100	—	79	247外
				道 上	3,000	100	—	80	250外
				道 下	3,000	300	—	81	250外
				殿 上 山	1,000	100	—	82	257
				馬酔木沢支線	500	200	—	83	260
				手 倉	2,500	300	—	84	270
				場 々	2,000	300	—	85	277
				九 郎 鹿	2,000	200	—	86	287外
				熊 木	2,000	400	—	87	290
				檜山第二支線	500	100	—	88	291
				早稲川第一支線	1,500	150	—	89	301
				早稲川第二支線	800	100	—	90	301
				早稲川第三支線	800	100	—	91	302
			極 楽 沢	1,000	300	—	92	309外	
北 矢 大 臣	2,500	300	—	93	313				
計	31路線	71,100	7,350	45,000					
小野町	夏 井 川	1,500	100	—	94	315			

単位 延長:m 面積:ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	う ち 前 半 5 年 分	対 函 番 号	備 考 林 班
開設	自動車道	林業 専用道	小野町	和名田	2,000	200	—	95	317
			計	2路線	3,500	300	—		
			須賀川市	諏訪	1,700	80	1,700	96	1401外
				高杉山	850	40	850	97	1403
				取上	2,400	92	—	98	1201
				赤土山	1,400	66	—	99	1407外
				額取山支線	900	30	—	100	1407
			計	5路線	7,600	308	2,550		
			天栄村	丹波楯山	3,200	80	3,200	101	1063外
				牧本	2,500	150	2,500	102	1073外
				保田沢・藤沢	2,000	48	2,000	103	1085外
				鳳坂	1,400	70	1,400	104	1112
				高戸屋	1,200	77	1,200	105	1121
				一本木	2,200	110	2,200	106	1137外
				保田沢・藤沢	1,400	75	—	107	1085外
				一本木(西部)	2,000	145	—	108	1140外
			計	8路線	15,900	755	12,500		
			平田村	蓬田岳	3,800	118	3,800	109	1208外
				打違内	1,100	42	—	110	1211外
			計	2路線	8,700	168	3,800		
			古殿町	入道山	1,100	20	1,100	111	1221外
				大辻	2,000	57	2,000	112	1240外
				美沢	1,880	47	1,880	113	1245外
				大松川	1,200	54	1,200	114	1245
				滝ノ平・中の松	2,000	62	2,000	115	1257

単位 延長:m 面積:ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	う ち 前 半 5 年 分	対 函 番 号	備 考 林 班
開設	自動車道	林 業 専用道	古殿町	唐 露	1,550	40	1,550	116	1257
				馬 場	1,100	48	1,100	117	1261
				鎌 倉 岳	1,450	46	1,450	118	1261外
				沢	1,000	30	1,000	119	1264
				馬 場 平	900	27	—	120	1230
				金 森	1,250	31	—	121	1236外
				大 風 第 一	1,200	33	—	122	1239外
				大 風 第 二	1,100	40	—	123	1239
				ヲ テ マ	1,100	79	—	124	1243
				三 株 川	1,200	53	—	125	1246
				ス マ キ	1,000	46	—	126	1249外
				関ノ口・峠	3,000	86	—	127	1253外
			小 名 沢	1,250	62	—	128	1260外	
			計	18路線	24,930	861	13,280		
			白河市	大 石 沢	1,400	29	1,400	129	1003
				犬 神	1,500	67	1,500	130	1004
				二 飛 山	660	45	660	131	1010
				荒 金 沢	2,600	60	2,600	132	1016
				大 木 支 線	900	47	900	133	1016
				第二荒金沢	1,200	55	1,200	134	1017外
				羽鳥・隈戸	3,000	92	3,000	135	1056外
				樋 ケ 沢	1,640	73	1,640	136	1043
				隈 戸	2,900	85	2,900	137	1054外
東 沢	880	110		—	138	1001			
東 沢 支 線	750	15	—	139	1001外				

単位 延長:m 面積:ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 面 域 積	う ち 前 半 5 年 分	対 函 番 号	備 考 林 班
開設	自動車道	林 業 専 用 道	白河市	梁 森 第 一	1,500	87	—	140	1002
				梁 森 第 二	950	35	—	141	1002
				霧 伏	1,100	106	—	142	1006外
				旗 宿 (滝)	850	66	—	143	1015
				荒 金 沢	2,600	100	—	144	1016
				隈 戸	2,900	85	—	145	1048外
			計	17路線	27,330	1,157	15,800		
			西郷村	金 花 沢	480	25	480	146	1040外
				白 石 沢	560	17	560	147	1041外
			計	2路線	1,040	42	1,040		

(注) 開設に係る「林道等の開設計画箇所位置図」は、巻末に掲載。

単位 延長:m 面積:ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 面 域 積	う ち 前 半 5 年 分	対 函 番 号	備 考 林 班
拡張	総 数			25路線	3,545		3,335		
	自動車道 (改良)	林 業 専 用 道	福島市	俎 板 山	10		10	62	
				菱 川	50		50	65外	
				横 川	200		200	77	
				飯 坂	20		20	84	
				増 沢	90		90	88	
				烏 川	20		20	114	
				男 沼	30		—	39	
				増 沢	20		—	88	
				茂 庭	30		—	119外	

単位 延長:m 面積:ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	う ち 前 半 5 年 分	対 函 番 号	備 考 林 班
拡張	自動車道 (改良)	林業 専用道	福島市	焼 松	20		—		142外
				板橋林道芳ヶ沢支線	100		—		152
			計	1 1 路線	590		390		
			郡山市	高 籬	200		200		202
				安子ヶ島(桧沢)	35		35		222外
				安子ヶ島(程ヶ沢)	85		85		216外
				安子ヶ島林道ガンドウ沢支線	25		25		220外
				深 沢	10		10		234
				鞍 手 山	10		—		230外
			計	6 路線	365		355		
			田村市	石黒林道仲入支線	20		20		265
			計	1 路線	20		20		
			天栄村	牧 本	300		300		1075外
				高 戸 屋	50		50		1120外
				奥 西 部	50		50		1156
				ス マ キ	100		100		1250外
				隈 戸	40		40		1055
				田 之 沢	30		30		1059外
				甲 子	2,000		2,000		1032
			計	7 路線	2,570		2,570		

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		うち前半5年分	
総数（実面積）	69,838.05	61,888.76	
水源涵養のための保安林	58,941.01	51,001.28	
災害防備のための保安林	6,612.70	6,603.14	
保健・風致の保存等のための保安林	4,284.34	4,284.34	

- (注) 1. 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。
 2. 水源涵養のための保安林とは、水源かん養保安林。
 3. 災害防備のための保安林とは、土砂流出防備、土砂崩壊防備、飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備、防雪、防霧、なだれ防止、落石防止、防火の各保安林。
 4. 保健・風致の保存等のための保安林とは、魚つき、航行、保健、風致の各保安林。

② 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定 解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由
		市町村	区域（林班）		うち前半 5年分	
指定	総数			9,664.16	1,714.87	
	水かん	計		9,603.59	1,663.86	水源の涵養
		福島市	65、66、67、85、86、 88、134	1,348.39	—	
		二本松市	15、16、21、22	359.04	109.41	
		川俣町	163、166	224.61	224.61	
		大玉村	1、3、4、5、7	1,288.09	85.96	
		郡山市	207、237、234、236、 323、324、428	973.52	272.56	

単位 面積：ha

指定 解除	種 類	森 林 の 所 在		面 積	うち前半 5 年 分	指定又は解除を 必要とする理由
		市 町 村	区域（林班）			
指定	水かん	田 村 市	251、252、253、254、 256、257、258、259、 260、261、269、270、 271、272、273、274、 275、276、277、278、 280、283、284、286、 287、289、290、291、 292、293、294、295、 296、301、302、303、 304、312、313	4,935.19	711.19	水源の涵養
		天 栄 村	1072	77.59	77.59	
		小 野 町	317、322	179.81	—	
		古 殿 町	1265	34.81	—	
		白 河 市	1046、1047、1050、 1053、1054	182.54	182.54	
土砂流出	計	計		59.07	50.51	土砂の流出の防備
		福 島 市	59、143	11.93	11.93	
		二本松市	21	3.43	—	
		川 俣 町	167	1.10	1.10	
		郡 山 市	235	3.43	3.43	
		須賀川市	1410	1.50	1.50	
		天 栄 村	1063、1072	11.60	11.60	
		古 殿 町	1236、1238、1249	21.70	16.57	
		白 河 市	1061	4.38	4.38	
		土砂崩壊	計	計		
古 殿 町	1252			0.50	0.50	
白 河 市	1056			1.00	—	

(注) 本表の種類欄に記載した略称は第4-1-(1)に準ずる。

③計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積
該当なし。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森 林 の 所 在		治 山 事 業 数		主 な 工 種	備 考
市 町 村	区 域 (林 班)	治 行 地 区	う ち 前 半 5 年 分		
福島市	26、27、42、49、60、83、84、 97、114、118、134、143	12	10	溪 間 工 山 腹 工 本 数 調 整 伐	
郡山市	202、203、204、205、207、 210、218、235	8	4	溪 間 工 山 腹 工 落 石 防 護 柵 工	
白河市	1003、1005、1007、1013、1014、 1015、1016、1017、1018、1043、 1044、1045、1046、1047、1048、 1051、1052、1053、1054、1055、 1056、1057、1058、1059、1060、 1061、1062、1220	28	3	溪 間 工 山 腹 工 本 数 調 整 伐	
二本松市	18、20	2	2	溪 間 工	
伊達市	157	1	1	溪 間 工	
川俣町	159、160	2	2	本 数 調 整 伐	
須賀川市	1401、1402、1404、1407、1411、 1412、1413	7	—	溪 間 工	
天栄村	1063、1064、1065、1066、1067、 1068、1069、1070、1071、1072、 1073、1074、1075、1076、1077、 1078、1084、1085、1087、1088、 1089、1090、1091、1092、1093、 1095、1096、1097、1098、1099、 1100、1103、1104、1106、1109、 1110、1112、1113、1114、1130、 1131、1132、1140、1141、1142、 1149、1150、1151、1152、1153、 1154、1155、1156、1157、	54	13	溪 間 工 山 腹 工 本 数 調 整 伐	
西郷村	1020、1021、1022、1023、1024、 1028、1029、1036、1037、1039、 1040、1041、1042	13	7	溪 間 工 山 腹 工	
古殿町	1231、1241、1242、1248、1257、 1259、1266、	7	1	山 腹 工	
小野町	314、315、321	3	3	本 数 調 整 伐	
田村市	251	1	1	本 数 調 整 伐	
合 計		138	47		

第6 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
水 かん	総 数		49,337.42	別表3、4 のとおり	
	福 島 市	27～32、34～38、 42～44、46～49、 51～58、60～64、 67～76、78～84、87、 90～133、135～140、 148～149、152～153	23,598.39		保健林 1,473.97 砂防指定 2,060.09 国立特保 794.86 国立特1 612.60 国立特2 1,752.68 国立特3 3,020.39 県自環特 110.60 史名天 234.39
	郡 山 市	201～206、208～214、 230～233、240～245、 426～429、476～477	4,602.17		保健林 298.36 国立特1 197.16 国立特2 188.15 国立特3 482.84 県自環特 43.77
	[中 野]	5			
	二 本 松 市	12～13、17～19、 166	818.66		保健林 616.06 国立特1 323.47 国立特2 279.74 国立特3 147.52 県立特2 35.13 県立特3 32.80 史名天 262.64
	桑 折 町	155～156	377.00		
	川 俣 町	159～162、164～165	527.30		
	大 玉 村	2～3、7～9、11	948.40		国立特1 55.04 国立特2 546.37 国立特3 334.63
	須 賀 川 市	1401～1409	1,504.64		保健林 102.33 砂防指定 5.14
	[滝]	1			
天 栄 村	1067～1071、 1073～1121、 1128～1135、 1140～1160	10,395.72	保健林 437.13 砂防指定 48.49 県立特1 12.38 県立特2 202.44 県立特3 1,619.28		
西 郷 村	1019～1021、 1036～1042	1,286.95			

単位 面積：ha

種類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
水 かん	白 河 市	1002～1003、 1005～1008、 1010～1018、 1043～1047、 1050～1062	3,210.67	別表3、4 のとおり	
	小 野 町	314～317、319～322	601.52		県立特3 86.08
	田 村 市	247～251、281、 307～311	1,466.00		県立特2 9.88
土砂流出	総 数		6,173.66	別表3、4 のとおり	
	福 島 市	39、41、51～55、 59～60、62、81～82、 84、149、153～154	1,459.55		保健林 8.37 砂防指定 462.53 国立特保 50.12 国立特1 110.09 国立特2 192.99 国立特3 225.27
	郡 山 市	208、215、217、229、 234～235、239～242、 244～246、476	373.28		保健林 73.92 砂防指定 1.43 国立特3 57.17
	伊 達 市	157～158	513.15		県立特3 209.57
	川 俣 町	167	103.95		
	大 玉 村	7、9	25.30		国立特3 11.66
	須賀川市 [長沼]	1403、1412～1413 6～7	52.72		
	天 栄 村	1069～1073、 1078～1079、 1088～1090、 1109、1130～1131、 1147、1149～1152、 1157、1159、1161	870.98		保健林 55.64 砂防指定 138.29 県立特2 0.72 県立特3 187.79
	西 郷 村	1022～1030、1039	2,396.02		保健林 615.54 砂防指定 19.27 国立特1 229.20 国立特2 1,501.87

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
土砂流出	白 河 市	1057	93.07	別表 3、4 のとおり	
	古 殿 町	1240	41.42		保健林 41.42
	小 野 町	315	17.22		
	田 村 市	267～269、271	227.00		保健林 58.74 県立特 2 117.04 県立特 3 108.46
土砂崩壊	総 数		127.32	別表 3、4 のとおり	
	福 島 市	37～38、62、67	64.68		砂防指定 43.39 国立特 3 6.36
	郡 山 市	218、221	29.26		
	二 本 松 市	14	1.33		国立特 3 0.95
	桑 折 町	156	22.54		
	天 栄 村	1108、1161	6.54		砂防指定 4.06 県立特 3 4.06
	小 野 町	315	1.17		
	田 村 市	255	1.80		
干害防備	総 数		146.13	別表 3、4 のとおり	
	郡 山 市	204、209～210	111.25		
	川 俣 町	160、164～165	23.34		
	田 村 市	258	11.54		
雪崩防止	総 数		98.54	別表 3、4 のとおり	
	福 島 市	67	98.54		
落石防止	総 数		6.48	別表 3、4 のとおり	
	福 島 市	81	4.62		
	二 本 松 市	9	1.86		国立特 3 1.86

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
保 健 林	総 数		4,284.34	別表3、4 のとおり	
	福 島 市	26～27、33、44～45、 50、55、119～120、 127	1,482.34		水かん 1,473.97 土砂流出 8.37 砂防指定 54.56 国立特保 760.19 国立特1 457.54 国立特2 142.45 国立特3 32.51
	郡 山 市	208、213～215、217、 223、240～242、325 427～428、477	477.30		水かん 298.36 土砂流出 73.92 砂防指定 3.14 国立特3 9.69
	須賀川市	1204、1405～1407	104.69		水かん 102.33
	二本松市	12、16～20	782.60		水かん 616.06 国立特1 323.46 国立特2 271.19 国立特3 187.95 史名天 262.64
	天 栄 村	1112～1114 1116～1119 1128～1131 1151～1160	528.88		水かん 437.13 土砂流出 55.64 砂防指定 0.51 県立特1 12.38 県立特2 237.31 県立特3 269.26
	西 郷 村	1019～1025、 1029～1031	624.84		土砂流出 615.54 砂防指定 19.27 国立特2 389.94
	古 殿 町	1239～1240	72.42		土砂流出 41.42
	平 田 村	1204、1208～1210	53.94		
	田 村 市	269、272～274、304、 307～308	157.33		土砂流出 58.74 県立特2 34.77 県立特3 23.97
	砂防指定	総 数			3,080.96
福 島 市		28～36、38～39、 41～44、46、51～56、 60～63、65～67、76、 81、147	2,752.41	水かん 2,060.09 土砂流出 462.53 土砂崩壊 43.39 保健林 54.56 国立特保 20.77 国立特1 54.56 国立特2 813.12 国立特3 1,397.87 史名天 22.87	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考	
	市 町 村	区 域 (林 班)			(重複制限林)	
砂防指定	郡山市	208、234～235、 428～429	26.35	別表6のと おり	土砂流出	1.43
					保健林	3.14
	白河市	1006～1008、 1013～1016、 1044、1046～1047、 1055～1060	12.97			
	二本松市	14～15、21	7.35		国立特3	2.11
	大玉村	7、9～10	2.98			
	須賀川市	1402～1405、1410	7.59		水かん	5.14
	天栄村	1073～1074、1077、 1080、1082、 1084～1085、 1088～1089、 1107～1109、1131、 1134、1137、 1140～1141、 1143～1145、 1147～1150、1161	241.54		水かん	48.49
					土砂流出	138.29
					土砂崩壊	4.09
					保健林	0.51
			国立特3	4.06		
	西郷村	1022～1024、 1029～1030	19.27	土砂流出	19.27	
			保健林	19.27		
			国立特2	19.27		
	古殿町	1234、1248～1250、 1254、1257、 1264～1265	5.41			
	平田村	1206	0.27			
	田村市	280、283～284、 286～287、289、298	4.82			
国立特保	総 数		845.03	別表5のと おり		
	福島市	33、45～46、49～50、 55～56、59	845.03		水かん	794.86
				土砂流出	50.12	
				保健林	760.19	
				砂防指定	20.77	
				史名天	14.89	
国立特1	総 数		1,530.13	別表5のと おり		
	福島市	29、33、45、55、59	724.70		水かん	612.60
				土砂流出	110.09	
				保健林	457.54	
				砂防指定	54.56	
				史名天	155.06	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考	
	市 町 村	区 域 (林 班)			(重複制限林)	
国立特1	郡山市	243	197.17	別表5のと	水かん	197.16
	二本松市	12、17、19	324.02		水かん	323.47
					保健林	323.46
					史名天	242.70
	大玉村	8	55.04		水かん	55.04
	西郷村	1026～1027	229.20		土砂流出	229.20
国立特2	総 数		4,473.95	別表5のと おり		
	福島市	29～32、34～36、 44～45、49～52、 55～56、59～60	1,948.67		水かん	1,752.68
					土砂流出	192.99
					保健林	142.45
					砂防指定	813.12
					史名天	49.48
		郡山市	242～244		188.15	水かん
	二本松市	12、17～19	284.49	水かん	279.74	
				保健林	271.19	
				史名天	19.94	
	大玉村	2～3、8、11	546.37		水かん	546.37
	西郷村	1019～1031	1,506.27		土砂流出	1,501.87
					保健林	389.94
					砂防指定	19.27
国立特3	総 数		6,112.33	別表5のと おり		
	福島市	27～31、36～39、 42～43、46、49、 51～53、55～56 59～60	3,414.04		水かん	3,020.39
					土砂流出	225.27
					土砂崩壊	6.36
					保健林	32.51
				砂防指定	1,397.87	
				史名天	14.96	
	郡山市	242、244	542.43		水かん	482.84
					土砂流出	57.17
					保健林	9.69
	二本松市	9、12～16、18～20	1,236.70		水かん	147.52
					土砂崩壊	0.95
					落石防止	1.86
					保健林	187.95
					砂防指定	2.11
	大玉村	2～3、7、9～11	919.16		水かん	334.63
					土砂流出	11.66

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考	
	市 町 村	区 域 (林 班)			(重複制限林)	
県立特1	総 数		12.38	別表5のと おり		
	天 栄 村	1155～1156、 1158～1159	12.38		水かん 12.38 保健林 12.38	
県立特2	総 数		456.87	別表5のと おり		
	二 本 松 市	166	36.26		水かん 35.13	
	天 栄 村	1112～1114、 1116～1117、 1128～1130、 1155～1160	288.22		水かん 202.44 土砂流出 0.72 保健林 237.31	
	田 村 市	247～248、267～269、 272、274	132.39		水かん 9.88 土砂流出 117.04 保健林 34.77	
県立特3	総 数		2,359.42	別表5のと おり		
	伊 達 市	158	209.57		土砂流出 209.57	
	二 本 松 市	166	47.06		水かん 32.80	
	天 栄 村	1078、1110～1121、 1128～1131、 1151～1161	1,844.71		水かん 1,619.28 土砂流出 187.79 土砂崩壊 4.06 保健林 269.26 砂防指定 4.06	
	小 野 町	314、319～320	86.18			
	田 村 市	262～263、269、274、 313、318	171.90		土砂流出 108.46 保健林 23.97	
	郡 山 市	233	43.81		水かん 43.77	
県自環特	総 数		154.41	別表6のと おり		
	福 島 市	112、116、122～123	110.60		水かん 110.60	
	郡 山 市	233	43.81		水かん 43.77	

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
史名天	総数		497.06	別表6のと おり	
	福島市	29、56	234.39		水かん 234.39 砂防指定 22.87 国立特保 14.89 国立特1 155.06 国立特2 49.48 国立特3 14.96
	二本松市	17、19	262.64		水かん 262.64 保健林 262.64 国立特1 242.70 国立特2 19.94
	古殿町	1235	0.03		

(注) 市町村欄の [] は、官行造林地である。

本表に用いた略称

略 称	正 式 名 称	略 称	正 式 名 称
水かん	水 源 か ん 養 保 安 林	国立特保	国 立 公 園 特 別 保 護 地 区
土砂流出	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	国立特1	国 立 公 園 第 1 種 特 別 地 域
土砂崩壊	土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林	国立特2	国 立 公 園 第 2 種 特 別 地 域
干害防備	干 害 防 備 保 安 林	国立特3	国 立 公 園 第 3 種 特 別 地 域
雪崩防止	な だ れ 防 止 保 安 林	県立特1	県 立 自 然 公 園 第 1 種 特 別 地 域
落石防止	落 石 防 止 保 安 林	県立特2	県 立 自 然 公 園 第 2 種 特 別 地 域
保健林	保 健 保 安 林	県立特3	県 立 自 然 公 園 第 3 種 特 別 地 域
砂防指定	砂 防 指 定 地	県自環特	県 自 然 環 境 保 全 地 域 特 別 地 区
史名天	史 跡 名 勝 天 然 記 念 物		

2 その他必要な事項

特になし。

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市 町 村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
総 数		91,485.99	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
福 島 市	計	30,246.30	
	23 い〜ぬ4 24〜28 全 29 い〜る2、ロ 30 全 31 い〜ふ3、ロ、ハ4、ハ5、ハ7、ハ8、ホ1〜ト9、 32 い〜つ 33 い1〜ほ 34 い1〜ろ 35〜36 全 37 い〜お、イ4 38 い〜も 39 い〜お、ロ1、ロ2 41 い1〜ね、ロ1、ロ2 42 い〜か 43〜44 全 45 い〜ロ1、ハ2〜ニ4 46 全 47 い1〜わ 48 い1〜イ1 49 い〜ね2、ロ 50 イ1〜イ3、イ5〜ハ 51〜54 全 55 い〜ハ 56〜58 全 59 い〜イ1、ロ1〜ロ3 60 い〜イ、ハ1〜ハ12 61 い〜ふ、イ2〜ロ2 62 い〜ニ1 63 い〜イ2 64 い〜よ、ハ 65 い1〜な3、ロ 66 い1〜れ 67 全 68 い1〜ろ、ロ 69〜75 全 76 い〜う2、ロ1 77〜80 全 81 い〜の、イ3 82〜84 全 85 い〜ロ 86〜92 全 93 い〜イ2 94 い1〜イ2 95 い1〜と 96〜133 全 134 い〜ね 135〜138 全 139 い〜イ2		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
福島市	140～146 全 147 い～か2 148～154 全		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
郡山市	計	9,803.20	
	201～207 全 208 い1～ハ5 209 全 210 い1～し、イ2、ロ 211 い～る 212 い～イ1、ロ1、ハ1、ハ2 213～217 全 218 い～さ 219 全 220 い～え、ロ 221～228 全 229 い1～く 230～234 全 235 い～う6、ロ1～ロ3 236～246 全 319 む～け 322 え1～あ2、め～す 323～326 全 327 い1～ぬ6 328 い～て、ロ 426 い～あ 427 全 428 い～か2 429 い～こ 476～477 全		
須賀川市	計	2,632.28	
	1201 全 1202 こ～も 1203 い1～つ2 1204 い～る1、よ、つ～ゆ 1205 ま～え3 1401 い1～す、ロ 1402 い～ハ2 1403～1409 全 1410 い～め 1411 全 1412 い1～イ 1413 全		
二本松市	計	2,363.96	
	9 い1～り9、ぬ～わ 12 い～ち2、ハ 13 い～ら 14 い～ハ1 15～16 全 17 い～に、イ2、イ4～ロ2 18 い1～わ2、ハ		

単位 面積：ha

市 町 村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
二本松市	19 全 20 い～ら、イ5、ロ 21 い～ら 22 い～き2 166 全		施業方法については、 Ⅱ-第3-4 -(1)-イのとおり
桑折町	計	400.16	
	155～156 全		
伊達市	計	513.50	
	157～158 全		
大玉村	計	2,817.40	
	1～6 全 7 い～せ 8 全 9 り10～り19、か～や 10 い～イ 11 全		
川俣町	計	822.52	
	159 い～イ 160 い～ロ 161～162 全 163 い～の、ロ1～ハ1、ハ3～ハ5 164～165 全 167 全		
天栄村	計	13,671.68	
	1063～1064 全 1065 い1～う6 1066～1071 全 1072 い～さ2 1073 い～イ、ハ 1074 い～む、ロ 1075 全 1076 い～ね4、イ2 1077 い～も、ロ～ハ2 1078～1091 全 1092 い～へ 1093～1121 全 1122 い1～ほ 1123 い～へ5 1124 い～り2、ニ 1125 い～つ 1126 全 1127 い1～ぬ2 1128 全 1129 い～り 1130 全 1131 い～ぬ、ロ		

単位 面積：ha

市 町 村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施 業 方 法
天 栄 村	1132 い1～イ2、ロ2 1133～1154 全 1155 い～そ 1156 全 1157 い～な 1158～1159 全 1160 い1～る 1161 い～た		施業方法については、 Ⅱ-第3-4 -(1)-イの とおり
西 郷 村	計	4,302.32	
	1019 全 1020 い1～つ10、ハ～ホ2 1021 全 1022 い～か、ロ 1023 い～へ、ロ1、ロ2 1024～1026 全 1027 い～と、ロ1～ニ 1028～1030 全 1031 い～る3、ロ 1032 い～へ 1033 い、ろ 1036～1042 全		
白 河 市	計	5,005.75	
	1001～1013 全 1014 い1～ぬ、ロ 1015 い1～イ 1016 い1～ま、ロ、ニ 1017 い1～ね 1018 い1～わ 1043 い1～そ2、ハ 1044 い～か、ハ1、ハ2 1045 全 1046 い1～と 1047 い～ぬ 1048～1049 全 1050 い～わ、イ3 1051～1056 全 1057 い1～む、ハ 1058 全 1059 い～イ2 1060 い1～イ 1061～1163 全 1164 い1～り 1165 全		
古 殿 町	計	6,154.61	
	1221 い1～め、ロ～ハ3 1222 い1～す3、ハ 1223 い1～め2 1224 い1～イ 1225 い1～よ2 1228 い1～こ		

単位 面積：ha

市 町 村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施 業 方 法
古 殿 町	1229 い1～イ、ハ3～ニ 1230 全 1231 い～イ 1232～1233 全 1234 い～み、ハ2 1235 い1～な2、ロ1、ロ2 1236 い～な 1237 全 1238 い1～さ 1239 い～き 1240 い～て 1241 い～ひ、ハ 1242～1243 全 1244 い1～し、ロ 1245 い～て6 1246 い～き 1247 全 1248 い～け、ロ～ニ 1249 い～す3、ハ 1250 全 1251 い～つ 1252 い1～さ3、ロ、ニ、ト 1253 い1～ら 1254 い～う6、ロ 1255 全 1257 い～す 1259～1260 全 1261 い～や 1262 い～め2 1263 全 1264 い～イ 1265 い～え2、ハ		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
玉 川 村	計	681.61	
	1202 い1～ふ、ハ 1205 い～や 1213 い～む 1214 い1～な 1215 い1～ゆ 1216 い1～れ2		
平 田 村	計	1,281.74	
	1204 る2～か、た～そ3 1206 い～つ、ロ 1207 い1～む 1208～1209 全 1210 い～な2 1211 い～み 1212 い1～つ2、ニ 1217 い～く 1218 い1～た 1219 い1～た5、ニ～ト 1220 い～せ、ロ、ニ 1226 い～う4		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
平田村	1227 い～さ、ロ2		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
小野町	計	953.53	
	314 い～ふ 315 い～め、ロ 316 全 317 い1～も、ロ1～ロ3 319 い～ら4 320～321 全 322 い～こ3、さ～ゆ		
田村市	計	9,835.43	
	247 全 248 い～よ 249 全 250 い～う、ロ1、ロ2 251 い1～も 252 全 253 い～ふ 254 全 255 い～イ15 256 い～え 257 全 258 い～け、ハ1～ニ 259 全 260 い1～も 261 い1～し 262 い～ひ、ロ1、ホ 263～264 全 265 い1～と、ロ 266 い～う11、ロ 267 い1～む、ロ 268～270 全 271 い1～め 272 い～れ 273 い～か 274～277 全 278 い～ロ 279 全 280 い～ま 281 全 282 い～た 283 い～け 284～286 全 287 い1～ふ 288 全 289 い1～イ、ニ 290 全 291 い1～よ 292 い1～ま 293 全 294 い～こ 295 い1～ら 296 い1～け3、ハ		

単位 面積：ha

市 町 村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施 業 方 法
田 村 市	297 い1～ら 298 い～れ3 299 い1～ぬ 300～302 全 303 い～つ2 304 い～つ 307～308 全 309 い～ね 310 全 311 い～め、ロ 312 全 313 い～や、ロ 318 い～イ1		施業方法 については、 Ⅱ-第3-4-(1) -イのとおり

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市 町 村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施 業 方 法
総 数		14, 185. 29	施業方法に ついては、 Ⅱ-第3-4 -(1)-イの とおり
福 島 市	計	6, 496. 83	
	23 ぬ1～ぬ4 24 は1、は2 28 ち～よ、く～ハ 29 い～る2、ロ 30 い、か、れ～ね2、ら、う～の2 31 い～ふ3、ロ、ハ7、ハ8、ホ1～ト9 32 い～つ 33 い1～ほ 34 い1～ろ 35～36 全 37 へ、ち、わ2、お、イ4 38 い～ち3、よ、た、て～み、し2、ひ 39 い～る4、わ2、よ1～お、ロ1、ロ2 41 は1、に、か～そ2、そ4、そ5、そ8～ね、ロ1、ロ2 42 い～へ、ち～ぬ 43 は2、ほ～と 44 い、ろ、に 45 い～る 46 と、り～イ 49 ロ 51 ぬ～イ 52 い～に、と1～イ 53 ち～よ、そ1～つ、イ1、イ2 54 い1～ほ、れ～な、ふ～え 55 い～ち、ぬ～る2、ロ1～ハ 56 全		

単位 面積：ha

市 町 村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施 業 方 法
福 島 市	57 ろ1～に 58 ぬ1～ぬ3、わ 59 い～イ1、ロ1～ロ3 60 い～イ、ハ1～ハ12 61 い 62 に～く1、け1、け2、こ～ハ 63 た、イ1 67 い、は～ほ2、お～し、イ1、イ2 74 り、ぬ1 76 ロ1 81 い、は2、に、ほ2～ち、る、イ3 82 と～わ2、イ3～ロ2、 84 ろ～は3、に、ほ、イ7 86 い 89 い1 100 ろ、に 104 に 106 ろ、は 107 と 108 は 110 に、へ、と 111 は 112 い2～は 116 る 121 イ3、イ5 122 つ 123 る1 126 と 135 た2、そ、つ 147 か2 148 な 149 い～ほ、ち 152 は2、に、ほ 153 に～へ2、り 154 全		施業方法については、 II-第3-4 -(1)-イの とおり
郡 山 市	計	1,149.71	
	204 お、く 208 と1～ち、ぬ～か2、う2、う3、や3、け～て、き2、 き3、ゆ2～ロ1、ハ1～ハ5 211 と 213 ね1 214 に、る1 215 よ、た 217 ぬ、る1 218 ろ、は、の～く 221 わ 229 い1～は1、に、ほ、れ2、そ2、つ2、な 233 ぬ1～ぬ3 234 に、へ1～と2、と5、と6、ち、た、そ 235 む 240 い1 241 ね1、ね2 242 そ1、そ2 243～244 全		

単位 面積：ha

市 町 村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施 業 方 法
郡 山 市	245 い1、い2 246 い～は、へ3 426 る2、ら 428 ろ～は2、ち2、ぬ4、る3、る4、る6、わ6 429 い、つ1、つ2、む4、の、お2、お3、く3、や2、ま 476 ら		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
須賀川市	計	23.20	
	1402 わ1～か、そ4、そ6、ロ 1403 の、や 1404 い2、い3 1405 う3、ま2、ふ2、イ 1412 ち3、ぬ、る1 1413 る1		
二本松市	計	523.05	
	9 り9 12 ハ 13 わ2、か、た2 14 ろ、に、ほ1、ほ3 15 ろ～に 17 は1～に、ロ1、ロ2 18 わ1 19 へ2～と2 20 る 21 い、な、ら		
桑折町	計	400.16	
	155～156 全		
伊達市	計	240.06	
	157 い7、い8、い10～い12、ろ4、ろ5、は13、へ5、へ10、 ち～ぬ、る2、わ2、わ3、つ1～や 158 い1～い5、ろ12、は1、は2、ほ、へ1、と、り～る3、 る8～か、た1、れ、そ		
大玉村	計	807.34	
	2 て～め、イ 3 わ1～イ 7 や1、や2、け1～ふ、さ1～き3、め1、め2、ひ2、せ 8 全 9 り11～り15、り17～り19、よ1、た1、た3～そ、ね、 む2、や 10 は8～は11、に2、に8、に9、か1、か2 11 ら		
川俣町	計	101.25	
	167 い1～は7、ほ～ロ4		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
天栄村	計	1,585.11	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
	1069	に1~つ	
	1070	い~へ	
	1071	た2	
	1072	い、ろ~わ2、の1~け2、え~あ	
	1073	い、ほ~と2、ぬ~る2、ま、け、イ	
	1074	ロ	
	1077	に、よ1、た、れ、ロ~ハ2	
	1078	全	
	1079	に	
	1080	い、は、に	
	1082	い、ろ、と、わ、ね	
	1084	ろ、ほ、へ、り、る1、る2	
	1085	い	
	1088	い1~い4、ろ2、ほ、と、ち、わ、イ	
	1089	い~ほ、と、ち、イ、ロ	
	1090	は	
	1107	イ	
	1108	い、ろ、ち1、ち2	
	1109	ほ~ち	
	1130	は~ほ	
	1131	は~ほ、ち~ぬ	
	1134	い、ろ	
	1137	い1、い2	
	1140	い、ほ	
	1141	い、ほ、り	
	1143	い、は、る2~か	
	1144	い2、ろ2、は2	
	1145	い2、ろ2、は2、と2	
	1147	い~に2、ち1、ち2	
	1148	い1、ち1	
	1149	い~ろ2、ぬ	
	1150	い~に	
1151~1152	全		
1153	い、ろ8、ほ		
1154	い、ろ4、は、に、ち1、ち2		
1155	い、へ、と、ぬ2、よ1~そ		
1156	い、ろ、り1~ぬ		
1157	い、わ~よ、つ		
1158	ほ1~へ		
1159	い、ぬ1~る、		
1160	は1、は2		
1161	い~は		
西郷村	計	2,403.84	
	1019	イ~ハ	
	1020	ニ~ホ2	
	1021	イ	
	1022	い、ろ、り~か、ロ	
	1023	い~へ、ロ1、ロ2	
	1024~1026	全	
	1027	い~と、ロ1~ニ	
	1028~1030	全	
	1031	い	

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
西郷村	1039 ほ3、へ3		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
白河市	計	105.44	
	1006 る1		
	1007 い		
	1008 い2、は2、る4、か2		
	1013 り1～り3、ぬ2、ぬ4、か		
	1014 ロ		
	1015 イ		
	1056 い2、ほ、わ2、よ2		
	1057 い1、ろ1～は1、る、よ、た、そ1～そ3、ハ		
	1058 い		
	1059 へ、つ～な、や、ま、イ2		
古殿町	計	86.79	
	1239 い		
	1240 い、く、や		
	1248 の2、や		
	1249 お、く1、や2		
	1250 い		
	1252 う4、う6		
	1254 い～ろ2		
	1257 は2、に1、る1、か、よ1		
	1265 い、は1、の2、の3		
小野町	計	18.39	
	315 い、ふ1～め		
田村市	計	244.12	
	255 う2		
	258 に、ほ、ぬ、よ		
	267 む		
	268 つ～イ		
	269 い～う1、の～や		
	271 ね		
	272 い、へ		
	274 い1、い2		
	280 や5、や6		
	283 に2、る3		
	284 る3		
	286 う2		
	287 ろ1、へ2、へ3		

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
該当なし

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市 町 村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施 業 方 法
総 数		16,219.06	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
福 島 市	計	5,615.09	
	26 い～ほ、イ 29 ち～る2 30 か、れ～の2 31 ほ1～ほ3、か、よ、れ、ね、な、む1～ま、ハ4、ハ5、 ハ7、ハ8、ト4、ト5 32 い、か～そ 33 い1～ほ 34 い1～ろ 35 ろ 36 る1、る2 37 い、わ2 38 い～ふ、し1、も 39 い～る4、わ2、よ1～お、ロ1、ロ2 43 は2、ほ 44 全 45 い～ロ1、ハ2～ニ4 46 ち、ぬ～イ 49 よ、つ～ね2、ロ 50 イ1～イ3、イ5～ハ 53 な2 55 と～イ、ロ7～ハ 56 い、ろ、ほ、へ 59 と～り、ロ2、ロ3 61 い、ろ 86 ぬ2、か 100 ろ、に 101～102 全 104 に 105 い 106～109 全 110 に、へ、と、ぬ～る2 111 ろ～ほ 112 全 113 れ、そ 116 ぬ、る 119 は～ほ、ぬ2～か 120 い、は、へ1 121 り、ぬ、イ3、イ5 122 そ、つ 123 る1、る2 126 と 127 と、ぬ 148 な		
郡 山 市	計	1,635.41	
	208 ち、ぬ～か2、け～て、イ1～ロ1、ハ1～ハ4 211 へ、と、ぬ2 213 よ～ね2 214 る1 215 た		

単位 面積：ha

市 町 村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施 業 方 法
郡 山 市	217 る1 218 い〜と、の〜く 219 れ 220 る4 221 ほ 222 れ 223 れ、そ 225 つ 227 ち、り 228 る1 233 は〜ほ、と〜わ 240 い1、ろ2、に〜る 241 と〜ぬ、か〜ね2 242 い、り2、そ2、つ 243 全 244 い2〜ほ 245 い1、い2 324 せ、ロ 325 わ1、わ2 426 あ 427 そ 428 か1、か2 429 こ 476 の 477 は、ほ1〜と、イ、ロ2		施業方法については、 Ⅱ-第3-4 -(1)-イの とおり
須 賀 川 市	計	235.45	
	1204 る1 1205 け2、ふ2 1405 ぬ、な1〜う2、の〜く 1406 か2、た、れ、う2〜ま、ふ、こ 1407 か、よ、れ〜ね		
二 本 松 市	計	1,455.52	
	9 い2、い8、に、ほ、ち1〜り9、ぬ〜わ 12 い〜ち2、ハ 13 い〜わ1、わ3〜わ6、よ〜ら 14 い〜う3、く1〜や1、ま〜ハ1 15 い〜と2 16 全 17 い〜に、イ2、イ4〜ロ2 18 ろ3、は〜わ2、ハ 19 に〜と2 20 い〜は、ぬ1、ぬ2 166 る2、む〜の2		
大 玉 村	計	1,853.01	
	2 て〜イ 3 全 4 い1〜れ8、そ2〜む2 5 い1〜ろ、は2、に、ほ、へ2、と2〜か、た1〜な10、 む1〜う4、お1〜お3 7 い〜せ		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
大玉村	8 全 9 り10～り19、か～や 10 い～つ 11 そ～ら		施業方法については、 Ⅱ-第3-4 -(1)-イのとおり
川俣町	計	0.43	
	159 く、や2		
天栄村	計	2,301.98	
	1112 ろ 1113 い 1114 い、ろ、ち、ぬ～わ 1115 い 1116 い、ろ 1117 全 1118 い、ろ2 1119 い、ろ2 1120 い2 1122 い2～ほ 1123 に1～へ5 1124 と1～り2、ニ 1125 は～に2、へ～ち1、り1、つ 1128 い～と2、と4～ち3 1129 い～り 1130 い～は、へ～り 1131 い、ろ、へ～ち 1145 る1～よ2 1146 り、わ2、か～イ 1151 か 1152 ろ～イ 1153～1154 全 1155 い～そ 1156 い、ろ、ほ～ぬ 1157 わ～ね 1158 は1～へ 1159 と2、と3、り1、り4、ぬ1～る 1160 い1～る 1161 と1～ち3、り2、ぬ1～た		
西郷村	計	2,513.16	
	1019 ほ、へ、イ～ハ 1020 に、た、そ、ニ～ホ2 1021 全 1022 い～へ5、へ7～か、ロ 1023 い～へ、ロ1、ロ2 1024～1026 全 1027 い～と、ロ1～ニ 1028 全 1029 い～る、か、た～イ4 1030 い、ろ、イ 1031 い		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法	
白河市	計	35.10	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり	
	1057 い1～は3、に5、む 1059 ぬ、る1、わ～う2、イ1、イ2			
古殿町	計	17.12		
	1228 そ～な 1235 た2 1261 や 1262 く、て			
	玉川村	計		11.40
		1205 ほ1、か2、よ、た2、れ2、そ2、ら3、う3		
平田村	計	112.40		
	1204 る2、わ 1208 へ、と 1209 と～り 1210 つ1～な2 1219 た2 1227 ま1～て、ロ2			
	小野町	計		37.27
		314 ぬ 319 い		
	田村市	計		395.72
		247 つ 248 ほ 262 て1、あ1、あ2、き1、き2、め、し、ひ 263 ふ15、し、ひ 269 い、ち1～ち5 272 い、ろ、へ、と2、ぬ3 274 い1、い2、る3～る5 303 は～ほ2 304 へ～り、つ 307 く、や 308 よ1～た 310 か 313 ろ3、は3、へ		

3 1及び2のうち伐採の方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域と施業の方法

該当なし

別表2 鳥獣害防止森林区域

単位 面積：ha

区 分		対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面 積
総 数				4,846.01
市 町 村 別 内 訳	天 栄 村	ニホンジカ	1078、1079、1122、1123、1125、 1146、1157～1161	1,551.35
	西 郷 村 [西 郷]	ニホンジカ	1019～1032 1、2	3,294.66

(注) 市町村欄の [] は、官行造林地である。

別表3 指定施業要件を定める場合の基準

事 項	基 準
1 伐採の方法	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。 ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、択伐による。 ハ なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。 ニ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。 <p>(2) 間伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。
2 伐採の限度	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。 ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる一箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。 ハ 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則としてその保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり

事 項	基 準
3 植 栽	<p>带状に残存することとなるようにするものとする。</p> <p>ニ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p> <p>(2) 間伐に係るもの</p> <p>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p> <p>(1) 方法に係るもの</p> <p>満1年生以上の苗木を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(2) 期間に係るもの</p> <p>伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>(3) 樹種に係るもの</p> <p>保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

(注)「3」の事項は、植栽によらなければ適確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別表4 指定施業要件における伐採の方法

保安林の種類	伐採の方法
水源かん養保安林	<p>1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）。</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p>
土砂流出防備保安林	<p>1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。</p> <p>2 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあつては、択伐。</p>
土砂崩壊防備保安林	<p>1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。</p> <p>2 その他の森林にあつては、択伐。</p>
干害防備保安林	<p>1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）。</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p>
なだれ防止保安林 落石防止保安林	<p>1 緩傾斜地の森林その他なだれ又は落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあつては、択伐。</p> <p>2 その他の森林にあつては、禁伐。</p>
保健保安林	<p>1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。</p> <p>2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあつては、択伐。</p>

別表5 自然公園区域内における森林の施業

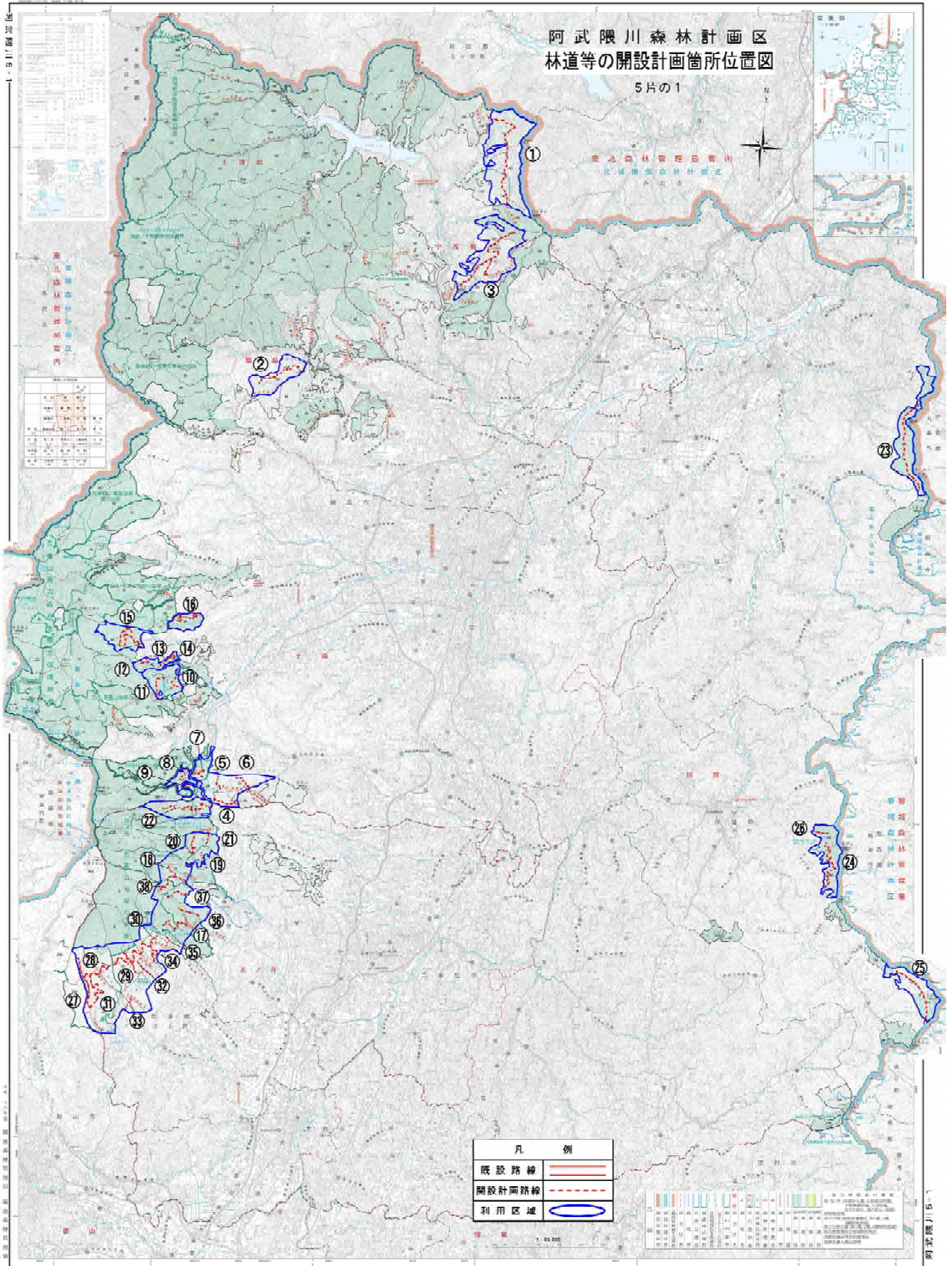
特別地域の区分	施業の方法
特別保護地区	原則として、立木の伐採を禁止し、その他の植物の採取も行わないこととする。
第1種特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 2 単木択伐法は、次の規定により行う。 (1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 (2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。
第2種特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。 2 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。 3 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。 5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合、自然環境局長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 6 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。 7 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 (1) 一伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く、保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができる。 (2) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。
第3種特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

別表6 砂防指定地等の森林の施業

区 分	施 業 の 方 法
砂 防 指 定 地	「福島県砂防指定地等管理条例」（平成15年3月24日福島県条例第43号）及び同例施行規則（平成15年3月24日福島県規則第21号）による。
鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日付け38林野計第1043号林野庁長官通達）による。
県自然環境保全地域 特 別 地 区	「福島県自然環境保全条例」（昭和47年10月20日福島県条例第55号）及び同施行規則（昭和47年11月17日福島県規則第73号）による。
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物	<p>「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号）及び同施行令（昭和50年政令第267号）による。</p> <p>県指定のものについては、「福島県文化財保護条例」（昭和45年7月21日福島県条例第43号）及び同施行規則（昭和45年7月21日福島県教育委員会規則第5号）による。</p>

阿武隈川森林計画区 林道等の開設計画箇所位置図

5片の1



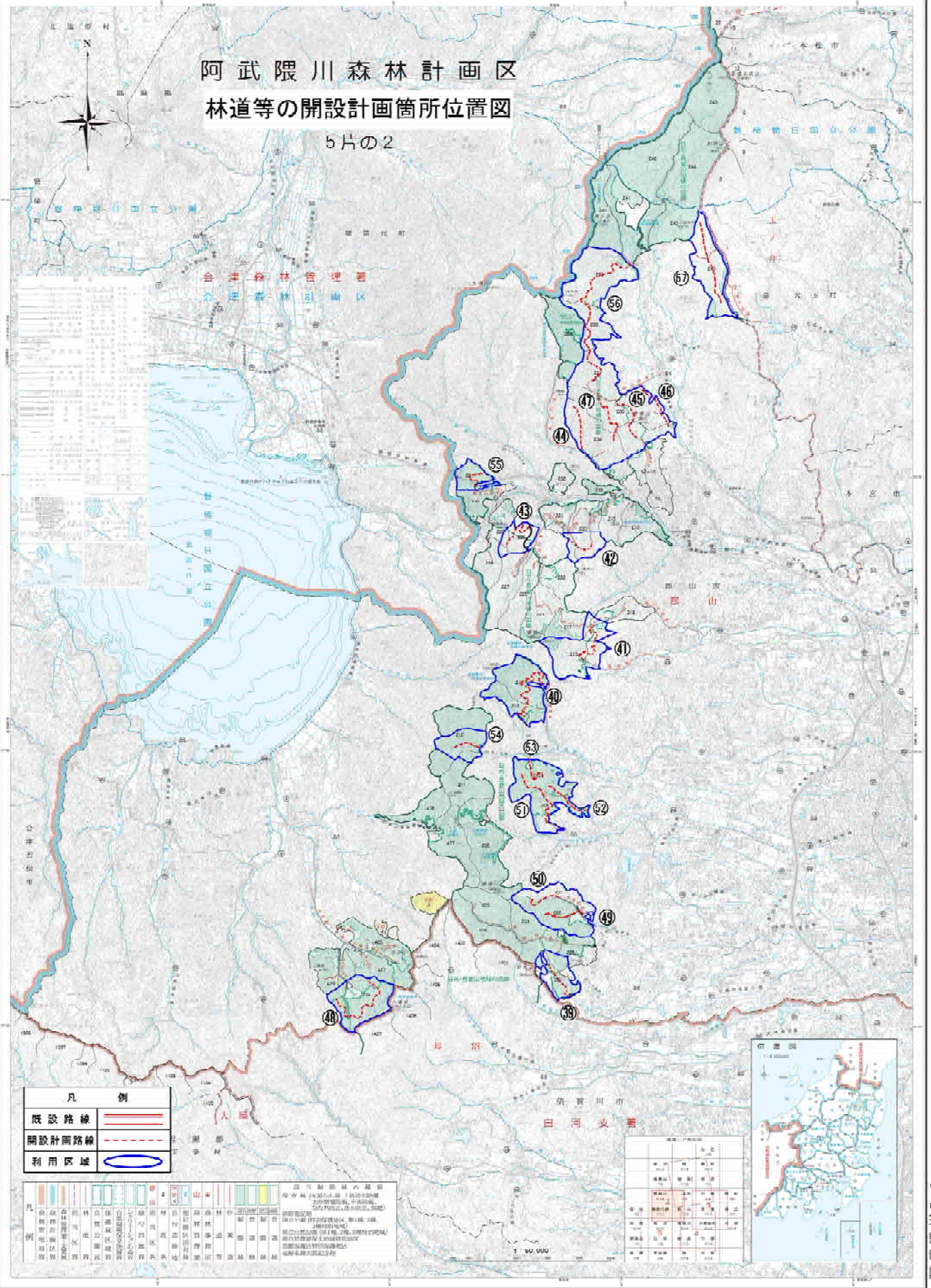
凡 例	
既設路線	
開設計画路線	
利用区域	

1:40,000

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

阿武隈川森林計画区 林道等の開設計画箇所位置図

5片の2

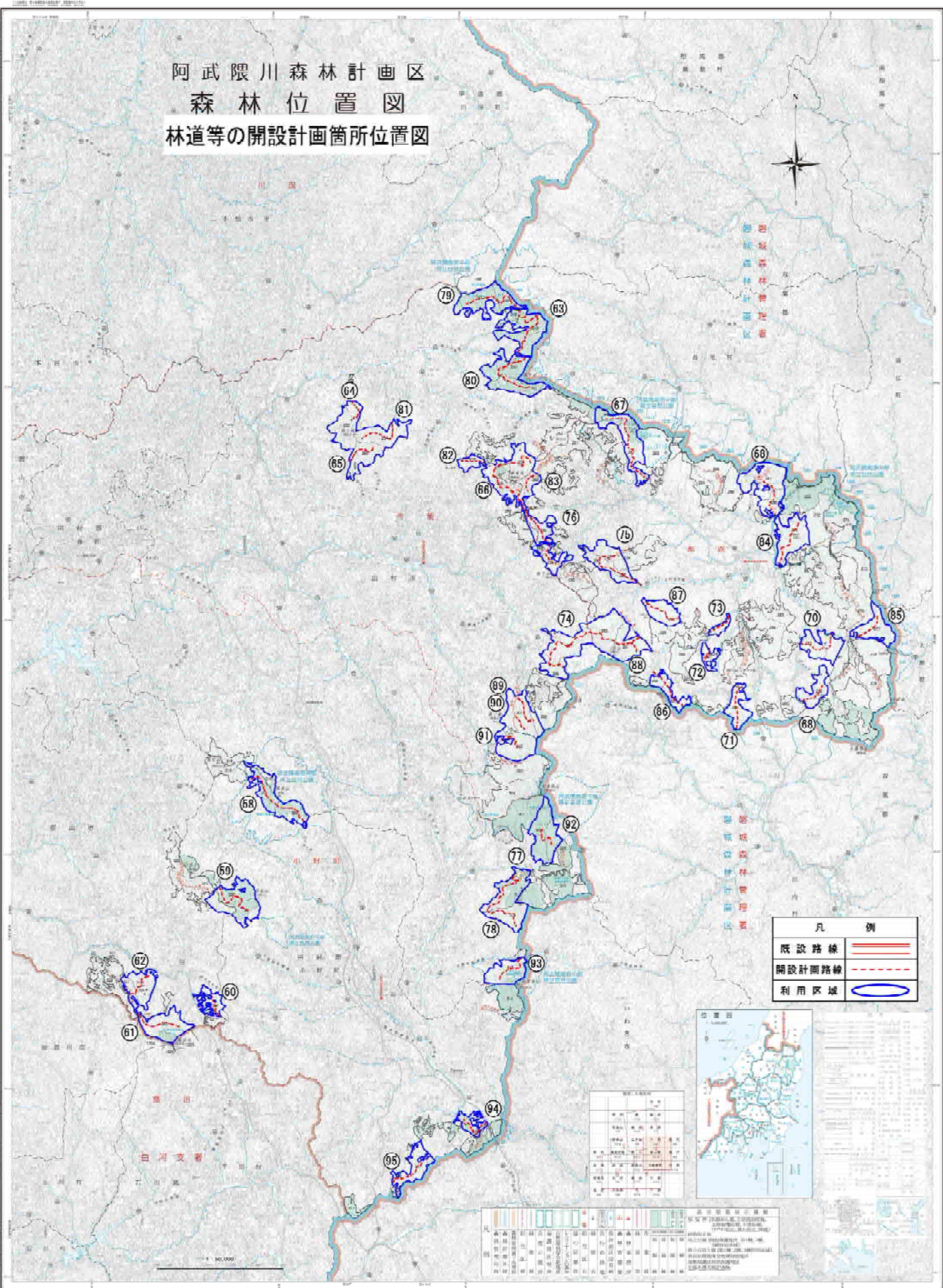


凡 例	
既設路線	——
開設計画路線	- - - -
利用区域	○

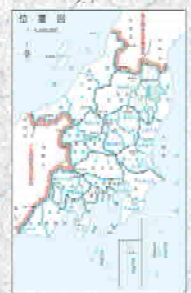
凡 例	色	説明
39	赤	利用区域
40	赤	利用区域
41	赤	利用区域
42	赤	利用区域
43	赤	利用区域
44	赤	利用区域
45	赤	利用区域
46	赤	利用区域
47	赤	利用区域
48	赤	利用区域
49	赤	利用区域
50	赤	利用区域
51	赤	利用区域
52	赤	利用区域
53	赤	利用区域
54	赤	利用区域
55	赤	利用区域
56	赤	利用区域
57	赤	利用区域



阿武隈川森林計画区 森林位置図 林道等の開設計画箇所位置図



凡 例	
既設路線	
開設計画路線	
利用区域	



凡	
1	2
3	4
5	6
7	8
9	10
11	12
13	14
15	16
17	18
19	20
21	22
23	24
25	26
27	28
29	30
31	32
33	34
35	36
37	38
39	40
41	42
43	44
45	46
47	48
49	50
51	52
53	54
55	56
57	58
59	60
61	62
63	64
65	66
67	68
69	70
71	72
73	74
75	76
77	78
79	80
81	82
83	84
85	86
87	88
89	90
91	92
93	94
95	96
97	98
99	100

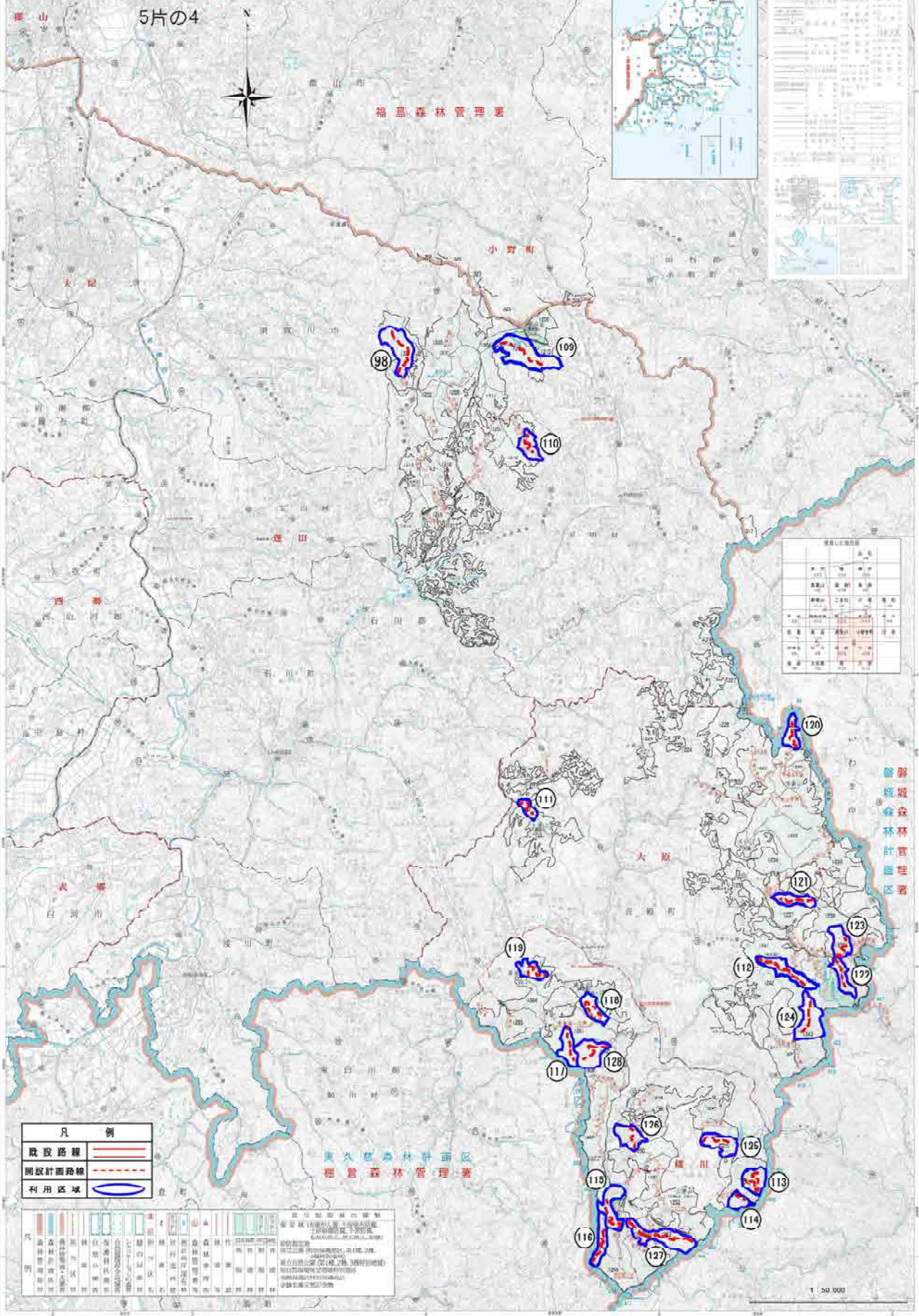
阿武隈川森林計画区

林道等の開設計画箇所位置図

5片の4



種別	面積 (ha)	割合 (%)
計	1,400,000	100.0
林道	1,350,000	96.4
林道等	50,000	3.6



凡	例
既設路線	
開設計画路線	
利用区域	

種別	面積 (ha)	割合 (%)
計	1,400,000	100.0
林道	1,350,000	96.4
林道等	50,000	3.6

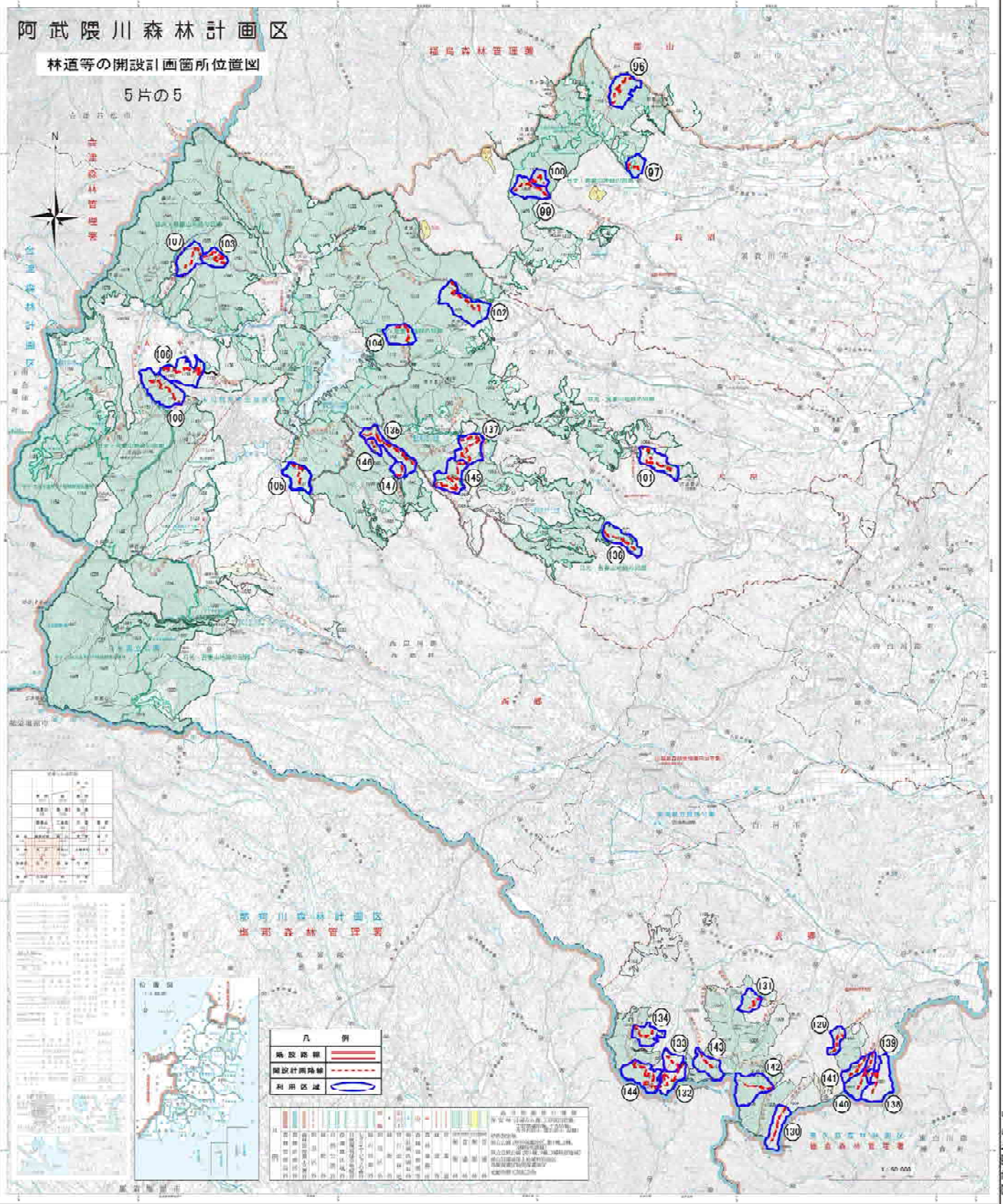
種別	面積 (ha)	割合 (%)
計	1,400,000	100.0
林道	1,350,000	96.4
林道等	50,000	3.6

阿武隈川森林計画区

阿武隈川森林計画区

林道等の開設計画箇所位置図

5片の5



種別	色	線幅
境界線	赤	3mm
開設計画路線	赤	1mm
利用区域	青	1mm

凡例	
境界線	赤線
開設計画路線	赤点線
利用区域	青線

種別	色	線幅
境界線	赤	3mm
開設計画路線	赤	1mm
利用区域	青	1mm

附 属 参 考 资 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区分	区域面積 ①	森 林 面 積					森林比率 ②/① ×100	
		総数 ②	国有林（林野庁）		国有林 （林野庁外）	民有林		
			計画対象内	計画対象外				
総数	477,171	272,982	91,828	168	1,994	178,992	57	
市 町 村 別 内 訳	福島市	76,772	50,737	30,315	87	121	20,214	66
	二本松市	34,442	15,300	2,364	—	—	12,936	44
	伊達市	26,512	13,372	513	—	1	12,858	50
	本宮市	8,802	2,745	—	—	—	2,745	31
	桑折町	4,297	1,877	409	—	—	1,468	44
	国見町	3,795	1,400	—	—	—	1,400	37
	川俣町	12,770	8,538	823	—	—	7,715	67
	大玉村	7,944	4,961	2,817	—	—	2,144	62
	郡山市	75,720	39,694	9,889	14	66	29,725	52
	須賀川市	27,943	11,766	2,694	2	3	9,067	42
	田村市	45,833	30,240	9,835	14	—	20,391	66
	鏡石町	3,130	327	—	—	—	327	10
	天栄村	22,552	19,165	13,672	3	709	4,781	85
	石川町	11,571	5,864	—	—	—	5,864	51
	玉川村	4,667	2,122	682	9	—	1,431	45
	平田村	9,342	5,649	1,282	3	—	4,364	60
	浅川町	3,743	1,624	—	—	—	1,624	43
	古殿町	16,329	13,478	6,155	17	1	7,305	83
	三春町	7,276	2,334	—	—	—	2,334	32
	小野町	12,518	8,632	954	16	—	7,662	69
白河市	30,532	17,270	5,050	3	—	12,217	57	
西郷村	19,206	13,368	4,375	—	1,091	7,902	70	
泉崎村	3,543	1,116	—	—	—	1,116	31	
中島村	1,892	311	—	—	—	311	16	
矢吹町	6,040	1,092	—	—	2	1,090	18	

- (注) 1. 区域面積は、国土地理院「令和元年全国都道府県市区町村別面積調」による。
 2. 民有林面積は、「地域森林計画（福島県）」による。
 3. 森林面積は、森林法第2条で定義された森林の面積。

(2) 地 況
ア 気 候

観測地	気 温 (°C)			年 間 降 水 量 (mm)	最 高 降 雪 量 (cm)	主風の方向	備 考
	最 高	最 低	年 平 均				
福 島	37.8	-5.7	13.9	1,170.4	29	西北西	
二 本 松	36.9	-7.9	12.8	1,080.4	—		
梁 川	37.7	-9.0	13.1	1,029.7	—		伊達市
郡 山	35.0	-7.5	12.5	1,031.4	—		
湯 本	31.7	-15.6	9.3	1,586.2	93		天栄村
小 野 新 町	35.1	-9.9	11.1	1,127.6	—		小野町
船 引	34.2	-11.0	11.2	1,144.8	—		田村市
白 河	34.9	-8.3	12.2	1,343.9	37	南南西	

- (注) 1. 「気象庁気象統計情報」(2014年～2018年)の平均値による。
 2. 主風の方向は、最多風向による。
 3. 「—」は、観測データなし。

イ 地 勢

本文「I 計画の大綱」の項に記載のとおり。

ウ 地質、土壌等

本文「I 計画の大綱」の項に記載のとおり。

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区 分	区域面積	森 林	農 地			そ の 他		
			総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地	
総 数	477,157	273,432	53,212	37,574	11,269	150,513	25,824	
市 町 村 別 内 訳	福 島 市	76,772	50,759	5,098	2,173	1,155	20,915	4,811
	二 本 松 市	34,442	15,368	4,131	2,392	1,631	14,943	1,779
	伊 達 市	26,512	13,373	2,987	1,157	776	10,152	1,488
	本 宮 市	8,802	2,745	1,670	1,381	263	4,387	889
	桑 折 町	4,297	1,877	815	419	87	1,605	297
	国 見 町	3,795	1,400	950	447	118	1,445	263
	川 俣 町	12,770	8,546	334	175	130	3,890	468
	大 玉 村	7,944	4,968	1,400	1,142	251	1,576	289
	郡 山 市	75,706	39,703	9,346	8,061	1,186	26,657	5,911
	須 賀 川 市	27,943	11,813	6,177	5,223	645	9,953	1,787
	田 村 市	45,833	30,279	2,927	1,703	1,201	12,627	1,449
	鏡 石 町	3,130	327	1,107	943	109	1,696	351
	天 栄 村	22,552	19,227	1,094	962	124	2,231	242
	石 川 町	11,571	5,864	1,236	877	304	4,471	477
	玉 川 村	4,667	2,122	609	434	162	1,936	234
	平 田 村	9,342	5,717	938	604	332	2,687	238
	浅 川 町	3,743	1,624	672	564	108	1,447	199
	古 殿 町	16,329	13,498	494	328	162	2,337	196
	三 春 町	7,276	2,334	739	387	329	4,203	507
	小 野 町	12,518	8,633	898	589	308	2,987	347
白 河 市	30,532	17,295	4,602	3,834	698	8,635	1,791	
西 郷 村	19,206	13,441	1,423	1,063	359	4,342	774	
泉 崎 村	3,543	1,116	852	685	165	1,575	322	
中 島 村	1,892	311	763	564	197	818	155	
矢 吹 町	6,040	1,092	1,950	1,467	469	2,998	560	

- (注) 1. 農地の数値は、「2015年世界農林業センサス」による。
2. 宅地の数値は、「福島県統計年鑑2019」による。
3. 農地総数には果樹園が含まれるため田と畑の計とは一致しない。

(4) 産業別生産額

単位 金額：百万円

区 分	総生産額	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業	
		総 額	農 業	林 業	水 産 業			
総 数	4,430,628	72,383	69,469	2,664	240	1,465,269	2,877,445	
市	福 島 市	1,176,472	9,338	9,138	177	22	266,586	896,424
	二 本 松 市	178,556	4,697	4,531	155	11	74,094	99,139
町	伊 達 市	167,816	8,222	8,093	129	—	50,148	108,858
	本 宮 市	206,790	1,472	1,298	162	11	141,399	63,195
村	桑 折 町	59,654	1,577	1,564	12	—	37,868	19,999
	国 見 町	27,995	1,839	1,808	32	—	9,553	16,505
別	川 俣 町	45,426	510	446	64	—	19,711	25,046
	大 玉 村	21,147	1,224	1,175	39	11	6,220	13,628
内	郡 山 市	1,316,318	10,498	9,700	688	110	325,264	975,942
	須 賀 川 市	275,043	6,570	6,472	86	11	89,159	178,351
記	田 村 市	108,116	4,004	3,756	226	22	44,372	59,361
	鏡 石 町	50,500	960	954	6	—	27,078	22,284
内	天 栄 村	19,121	955	894	50	11	6,016	12,083
	石 川 町	48,414	1,893	1,831	62	—	14,202	32,149
記	玉 川 村	29,251	1,067	1,058	9	—	14,186	13,895
	平 田 村	20,399	1,724	1,674	50	—	8,196	10,409
内	浅 川 町	19,605	948	930	18	—	9,951	8,637
	古 殿 町	16,309	823	595	227	—	6,421	9,008
記	三 春 町	52,475	1,009	953	56	—	18,991	32,291
	小 野 町	25,097	1,155	1,050	93	11	7,077	16,777
内	白 河 市	320,749	4,541	4,391	150	—	158,352	156,731
	西 郷 村	110,964	2,869	2,786	61	22	61,558	46,147
記	泉 崎 村	42,448	1,206	1,159	46	—	28,871	12,222
	中 島 村	18,878	1,110	1,072	38	—	10,460	7,242
内	矢 吹 町	73,085	2,171	2,142	29	—	29,536	41,122

(注) 数値は、「平成28年度福島県市町村民経済計算年報」による。

(5) 産業別就業者数

単位 人数：人

区 分	就業者総数	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業	
		計	農 業	林 業	漁 業			
総 数	554,702	35,640	34,696	870	74	159,001	335,648	
市	福 島 市	140,435	5,644	5,459	174	11	32,308	96,449
	二 本 松 市	29,531	2,462	2,414	44	4	10,573	15,848
	伊 達 市	31,746	4,022	3,993	28	1	9,715	17,185
	本 宮 市	15,355	920	900	20	—	5,180	8,952
	桑 折 町	6,089	809	807	2	—	1,757	3,506
	国 見 町	4,784	796	794	2	—	1,302	2,660
	川 俣 町	6,993	349	331	18	—	2,971	3,547
	大 玉 村	4,585	566	554	12	—	1,537	2,469
	郡 山 市	156,056	4,550	4,424	98	28	36,734	102,817
	須 賀 川 市	38,610	3,472	3,436	33	3	11,813	21,717
町	田 村 市	20,022	2,616	2,513	102	1	7,659	9,603
	鏡 石 町	6,218	552	552	—	—	2,321	3,318
	天 栄 村	2,934	403	388	14	1	1,018	1,450
	石 川 町	7,776	824	805	18	1	2,816	4,021
	玉 川 村	3,762	424	415	9	—	1,416	1,592
	平 田 村	3,508	548	512	36	—	1,464	1,381
	浅 川 町	3,352	315	302	13	—	1,585	1,437
	古 殿 町	2,780	440	360	80	—	1,164	1,158
	三 春 町	9,141	658	636	22	—	2,981	5,284
	小 野 町	5,503	699	667	32	—	2,124	2,581
別	白 河 市	30,526	1,950	1,872	74	4	11,120	16,450
	西 郷 村	10,270	636	602	16	18	4,041	5,410
	泉 崎 村	3,410	469	463	6	—	1,353	1,579
	中 島 村	2,885	551	550	1	—	1,090	1,237
	矢 吹 町	8,431	965	947	16	2	2,959	3,997
	内 訳							

(注) 1. 総務省統計局「平成27年国勢調査報告書（総務省統計局）」による。

2. 分類不能の産業があることから総数と内訳は必ずしも一致しない。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

単位 面積：ha 材積：立木は千m³ 立竹は千束 成長量：千m³

区分		総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級					
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量			
総数		91,828.18	15,955	189	488.51	1		549.25	2		711.10	27	5	958.55	65	6			
立木地	総数	総数	87,464.97	15,952	189	488.51	1		549.25	2		711.10	27	5	958.55	65	6		
		針	42,350.74	10,207	145	454.61	1		500.39	2		583.68	27	5	546.42	48	5		
		広	45,114.23	5,745	44	33.90			48.86			127.42			412.13	17	1		
	人工林	総数	総数	40,227.90	9,598	147	453.04	1		504.91	2		588.01	27	5	422.35	38	4	
			針	34,483.88	8,663	133	452.68	1		488.59	2		575.73	27	5	414.82	37	4	
			広	5,744.02	935	14	0.36			16.32			12.28			7.53			
		育成	単層林	総数	38,777.44	9,277	142	375.20	1		409.19			478.61	22	4	398.98	36	4
				針	33,503.69	8,419	129	374.84	1		392.87			474.05	21	4	393.13	36	4
				広	5,273.75	858	13	0.36			16.32			4.56			5.85		
	育成	複層林		(362.74)															
				(20.22)								(20.22)							
			総数	1,450.46	320	4	77.84			95.72	2		109.40	5	1	23.37	2		
		針	980.19	244	3	77.84			95.72	2		101.68	5	1	21.69	2			
		広	470.27	76	1						7.72			1.68					
	天然林	総数	総数	47,237.07	6,354	42	35.47			44.34			123.09			536.20	27	2	
			針	7,866.86	1,544	13	1.93			11.80			7.95			131.60	11	1	
			広	39,370.21	4,811	30	33.54			32.54			115.14			404.60	17	1	
		育成	単層林	総数	3,205.76	628	10	4.73			10.44			23.78			154.73	11	1
針				2,561.37	547	9				3.02						126.82	9	1	
広				644.39	81	1	4.73			7.42			23.78			27.91	1		
育成		複層林	総数	3,147.97	515	6						0.08			21.44	1			
			針	771.54	163	2									2.49				
			広	2,376.43	352	4						0.08			18.95	1			
天然生		林	総数	40,883.34	5,212	27	30.74			33.90			99.23			360.03	16	1	
			針	4,533.95	834	3	1.93			8.78			7.95			2.29	1		
			広	36,349.39	4,378	24	28.81			25.12			91.28			357.74	15	1	
竹林																			
無立木地		4,363.21	3																

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみ林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha 材積：立木は千m³ 立竹は千束 成長量：千m³

区分		5 齡級			6 齡級			7 齡級			8 齡級			9 齡級					
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量			
総数		1,326.48	117	7	1,399.48	191	9	2,983.41	516	17	4,965.48	1,149	27	5,939.48	1,294	22			
立木地	総数	総数	1,326.48	117	7	1,399.48	191	9	2,983.41	516	17	4,965.48	1,149	27	5,939.48	1,294	22		
		針	490.42	68	4	801.26	148	7	1,913.75	420	13	4,199.38	1,044	24	4,921.04	1,157	20		
		広	836.06	49	3	598.22	43	2	1,069.66	95	3	766.10	105	3	1,018.44	137	3		
	育成	単層林	総数	375.27	51	3	707.98	133	6	1,741.12	386	13	4,276.39	1,040	25	5,204.06	1,165	20	
			針	344.97	50	3	649.44	128	6	1,601.69	372	12	3,922.79	988	23	4,546.34	1,077	18	
			広	30.30	2		58.54	5		139.43	15	1	353.60	52	1	657.72	89	2	
	育成	複層林	総数	348.15	48	3	690.46	130	6	1,731.35	384	13	4,229.33	1,030	24	5,178.91	1,160	20	
			針	323.91	47	3	631.92	125	6	1,591.92	370	12	3,883.82	979	23	4,532.28	1,074	18	
			広	24.24	1		58.54	5		139.43	15	1	345.51	51	1	646.63	87	2	
	天然林	総数	総数	27.12	3		17.52	3		9.77	2		47.06	10		25.15	5		
			針	21.06	3		17.52	3		9.77	2		38.97	9		14.06	3		
			広	6.06									8.09	2		11.09	2		
		育成	単層林	総数	951.21	65	3	691.50	58	2	1,242.29	130	4	689.09	109	2	735.42	128	2
				針	145.45	18	1	151.82	20	1	312.06	49	1	276.59	56	1	374.70	80	1
				広	805.76	48	2	539.68	38	2	930.23	81	3	412.50	53	1	360.72	48	1
		育成	複層林	総数	163.02	15	1	150.41	19	1	258.42	40	1	248.87	48	1	375.76	78	1
				針	133.54	13	1	147.45	19	1	246.51	38	1	238.62	47	1	336.44	73	1
				広	29.48	2		2.96			11.91	1		10.25	1		39.32	5	
天然生		林	総数	68.93	6		47.57	6		18.27	3		145.02	28		180.50	25		
			針	3.99	2		3.62			1.06			16.24	5		37.40	7		
			広	64.94	5		43.95	5		17.21	3		128.78	23		143.10	19		
竹林	無立木地	総数	719.26	44	2	493.52	33	2	965.60	87	3	295.20	33	1	179.16	25			
		針	7.92	2		0.75	1		64.49	10		21.73	3		0.86	1			
		広	711.34	42	2	492.77	32	1	901.11	77	3	273.47	29	1	178.30	24			

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみ林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha 材積：立木は千m³ 立竹は千束 成長量：千m³

区分		1 0 齡級			1 1 齡級			1 2 齡級			1 3 齡級			1 4 齡級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		9,041.56	2,064	29	9,224.63	2,211	25	8,042.12	1,926	19	5,040.16	1,232	10	3,225.02	580	5		
立木地	総数	総数	9,041.56	2,064	29	9,224.63	2,211	25	8,042.12	1,926	19	5,040.16	1,232	10	3,225.02	580	5	
		針	6,559.08	1,723	23	6,390.53	1,798	19	5,506.96	1,528	14	3,401.88	992	8	857.64	246	2	
		広	2,482.48	342	6	2,834.10	414	6	2,535.16	398	5	1,638.28	240	2	2,367.38	333	3	
	育成	総数	総数	7,244.71	1,798	25	6,607.91	1,755	19	6,089.53	1,610	15	3,699.45	1,019	9	786.37	223	2
			針	6,022.41	1,605	22	5,558.90	1,583	17	5,011.25	1,408	13	3,148.40	917	8	628.64	188	1
			広	1,222.30	193	3	1,049.01	172	2	1,078.28	202	2	551.05	102	1	157.73	35	
	育成	単層林	総数	7,007.01	1,756	24	6,506.45	1,728	19	5,965.22	1,570	15	3,636.18	964	8	771.12	204	2
			針	5,886.77	1,577	21	5,498.83	1,566	17	4,940.89	1,377	13	3,120.43	867	7	619.80	171	1
			広	1,120.24	179	3	1,007.62	162	2	1,024.33	193	2	515.75	97	1	151.32	33	
	育成	複層林							(39.92)			(176.06)			(82.68)			
			総数	237.70	42	1	101.46	27		124.31	40		63.27	55		15.25	19	
			針	135.64	28		60.07	17		70.36	31		27.97	50		8.84	17	
	天然林	総数	総数	1,796.85	266	4	2,616.72	456	6	1,952.59	315	3	1,340.71	213	2	2,438.65	357	3
			針	536.67	118	1	831.63	214	2	495.71	120	1	253.48	75	1	229.00	58	
			広	1,260.18	149	2	1,785.09	242	3	1,456.88	195	2	1,087.23	138	1	2,209.65	299	3
育成		単層林	総数	389.70	86	1	808.77	193	2	331.21	77	1	114.86	32		80.63	16	
			針	294.31	74	1	619.23	163	2	254.96	64	1	82.27	27		43.80	11	
			広	95.39	12		189.54	30		76.25	13		32.59	5		36.83	5	
育成		複層林	総数	622.37	92	1	604.47	115	1	270.31	49	1	96.60	17		48.28	11	
			針	185.31	32		186.24	44		95.69	21		28.20	6		17.18	6	
			広	437.06	60	1	418.23	71	1	174.62	29		68.40	11		31.10	5	
天然生		林	総数	784.78	88	1	1,203.48	148	2	1,351.07	189	2	1,129.25	163	1	2,309.74	330	3
			針	57.05	11		26.16	8		145.06	35		143.01	42		168.02	41	
			広	727.73	77	1	1,177.32	140	2	1,206.01	154	2	986.24	121	1	2,141.72	289	2
竹林																		
無立木地																		

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみ林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha 材積：立木は千m³ 立竹は千束 成長量：千m³

区分		1 5 齡級			1 6 齡級			1 7 齡級			1 8 齡級			1 9 齡級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		2,301.43	355	3	2,312.14	329	2	2,376.01	351	2	1,817.77	272	1	1,835.83	266	1		
立木地	総数	総数	2,301.43	355	3	2,312.14	329	2	2,376.01	351	2	1,817.77	272	1	1,835.83	266	1	
		針	262.66	65		270.86	67		307.88	77		327.47	83		372.32	79		
		広	2,038.77	290	2	2,041.28	262	2	2,068.13	275	2	1,490.30	190	1	1,463.51	187	1	
	育成	総数	総数	82.32	22		153.80	36		91.27	25		99.81	32		52.80	12	
			針	60.81	17		108.01	28		65.97	21		80.02	28		36.15	9	
			広	21.51	5		45.79	8		25.30	4		19.79	4		16.65	3	
	育成	単層林	総数	71.17	19		115.34	28		64.11	20		71.51	22		39.43	9	
			針	55.23	15		86.22	23		50.10	17		62.00	20		29.14	7	
			広	15.94	4		29.12	5		14.01	3		9.51	2		10.29	2	
	育成	複層林		(3.95)			(6.39)			(13.61)			(11.97)			(0.50)		
			総数	11.15	3		38.46	8		27.16	6		28.30	9		13.37	3	
			針	5.58	2		21.79	5		15.87	4		18.02	7		7.01	2	
	天然林	総数	総数	2,219.11	333	3	2,158.34	293	2	2,284.74	326	2	1,717.96	241	1	1,783.03	254	1
			針	201.85	48		162.85	39		241.91	55		247.45	55		336.17	70	
			広	2,017.26	285	2	1,995.49	254	2	2,042.83	271	2	1,470.51	186	1	1,446.86	185	1
育成		単層林	総数	13.01	1		0.83					54.21	7					
			針	12.21	1		0.04					11.21	3					
			広	0.80			0.79					43.00	5					
育成		複層林	総数	44.17	6		148.81	25		151.64	28		113.88	18		55.73	8	
			針	2.59	1		13.51	4		30.92	6		33.74	7		7.70	1	
			広	41.58	6		135.30	21		120.72	22		80.14	12		48.03	6	
天然生		林	総数	2,161.93	326	2	2,008.70	268	2	2,133.10	297	2	1,549.87	215	1	1,727.30	247	1
			針	187.05	46		149.30	35		210.99	49		202.50	46		328.47	68	
			広	1,974.88	280	2	1,859.40	234	2	1,922.11	248	1	1,347.37	169	1	1,398.83	178	1
竹林																		
無立木地																		

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha 材積：立木は千m³ 立竹は千束 成長量：千m³

区分		20 齡級			21 齡級以上			
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数		2,170.15	280	1	20,756.41	2,724		
立木地	総数	総数	2,170.15	280	1	20,756.41	2,724	
		針	383.57	78		3,298.94	558	
		広	1,786.58	201		17,457.47	2,167	
	人工林	総数	総数	221.43	50		825.37	173
			針	158.65	39		607.62	138
			広	62.78	11		217.75	34
		育成 単層林	総数	150.02	32		539.70	114
			針	115.67	28		439.87	98
			広	34.35	5		99.83	16
	育成 複層林					(27.66)		
		総数	71.41	17		285.67	58	
		針	42.98	11		167.75	40	
		広	28.43	6		117.92	18	
	天然林	総数	総数	1,948.72	230	1	19,931.04	2,552
			針	224.92	40		2,691.32	419
			広	1,723.80	191		17,239.72	2,133
		育成 単層林	総数				22.38	4
			針				10.94	3
広						11.44	1	
育成 複層林		総数	93.82	14		416.08	62	
		針	20.70	5		84.96	16	
		広	73.12	9		331.12	45	
天然生 林		総数	1,854.90	216		19,492.58	2,486	
		針	204.22	35		2,595.42	400	
		広	1,650.68	181		16,897.16	2,086	
竹林								
無立木地								

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみ林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林別森林資源表

単位 面積：h a 材積：m³ 成長量：m³/年

区分		立木地								無立木地等					計		
		人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植予定地	林地以外の土地		計	
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計									
制限林	面積	針	14,000.01	654.94	14,654.95	755.03	622.53	3,751.91	5,129.47	19,784.42							
		広	2,952.34	379.53	3,331.87	332.44	1,922.42	30,619.08	32,873.94	36,205.81							
		計	16,952.35	1,034.47	17,986.82	1,087.47	2,544.95	34,370.99	38,003.41	55,990.23	47.90			2,343.89	2,391.79	58,382.02	
	材積	針	3,529,122	161,474	3,690,596	144,129	127,814	655,277	927,220	4,617,816				320	320	4,618,136	
		広	509,070	57,568	566,638	46,330	282,918	3,738,155	4,067,403	4,634,041				1,390	1,390	4,635,431	
		計	4,038,192	219,042	4,257,234	190,459	410,732	4,393,432	4,994,623	9,251,857				1,710	1,710	9,253,567	
	成長量	針	53,641.3	1,745.8	55,387.1	2,643.8	1,157.1	1,585.7	5,386.6	60,773.7						60,773.7	
		広	7,697.1	466.5	8,163.6	648.2	3,240.2	15,541.0	19,429.4	27,593.0						27,593.0	
		計	61,338.4	2,212.3	63,550.7	3,292.0	4,397.3	17,126.7	24,816.0	88,366.7						88,366.7	
普通林	面積	針	19,503.68	325.25	19,828.93	1,806.34	149.01	782.04	2,737.39	22,566.32							
		広	2,321.41	90.74	2,412.15	311.95	454.01	5,730.31	6,496.27	8,908.42							
		計	21,825.09	415.99	22,241.08	2,118.29	603.02	6,512.35	9,233.66	31,474.74	643.01			1,328.41	1,971.42	33,446.16	
	材積	針	4,889,932	82,455	4,972,387	402,655	34,953	178,761	616,369	5,588,756	584			95	679	5,589,435	
		広	349,259	18,707	367,966	34,735	69,342	639,413	743,490	1,111,456	24			357	381	1,111,837	
		計	5,239,191	101,162	5,340,353	437,390	104,295	818,174	1,359,859	6,700,212	608			452	1,060	6,701,272	
	成長量	針	75,707.1	1,628.1	77,335.2	5,900.9	360.1	1,106.0	7,367.0	84,702.2	8.6					84,710.8	
		広	5,392.8	256.0	5,648.8	615.7	914.2	8,762.5	10,292.4	15,941.2	0.4					15,941.6	
		計	81,099.9	1,884.1	82,984.0	6,516.6	1,274.3	9,868.5	17,659.4	100,643.4	9.0					100,652.4	
計	面積	針	33,503.69	980.19	34,483.88	2,561.37	771.54	4,533.95	7,866.86	42,350.74							
		広	5,273.75	470.27	5,744.02	644.39	2,376.43	36,349.39	39,370.21	45,114.23							
		計	38,777.44	1,450.46	40,227.90	3,205.76	3,147.97	40,883.34	47,237.07	87,464.97	690.91			3,672.30	4,363.21	91,828.18	
	材積	針	8,419,054	243,929	8,662,983	546,784	162,767	834,038	1,543,589	10,206,572	584			415	999	10,207,571	
		広	858,329	76,275	934,604	81,065	352,260	4,377,568	4,810,893	5,745,497	24			1,747	1,771	5,747,268	
		計	9,277,383	320,204	9,597,587	627,849	515,027	5,211,606	6,354,482	15,952,069	608			2,162	2,770	15,954,839	
	成長量	針	129,348.4	3,373.9	132,722.3	8,544.7	1,517.2	2,691.7	12,753.6	145,475.9	8.6					145,484.5	
		広	13,089.9	722.5	13,812.4	1,263.9	4,154.4	24,303.5	29,721.8	43,534.2	0.4					43,534.6	
		計	142,438.3	4,096.4	146,534.7	9,808.6	5,671.6	26,995.2	42,475.4	189,010.1	9.0					189,019.1	

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれていない。

(3) 市町村別森林資源表

単位 面積：h a 材積：m³ 成長量：m³/年

市町村	区分	立木地							無立木地等					計					
		人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地		林地以外 の地	計			
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計											
福島市	面積	針	4,583.11	146.02	4,729.13	892.11	271.76	2,826.82	3,990.69		8,719.82								
		広	1,459.77	118.46	1,578.23	412.19	901.42	17,280.83	18,594.44		20,172.67								
		計	6,042.88	264.48	6,307.36	1,304.30	1,173.18	20,107.65	22,585.13		28,892.49	11.96			1,410.60	1,422.56		30,315.05	
	材積	針	1,039,953	39,114	1,079,067	180,786	60,140	501,039	741,965		1,821,032	584				584		1,821,616	
		広	179,006	16,395	195,401	54,981	126,621	1,939,686	2,121,288		2,316,689	24			350	374		2,317,063	
		計	1,218,959	55,509	1,274,468	235,767	186,761	2,440,725	2,863,253		4,137,721	608			350	958		4,138,679	
	成長量	針	14,794.1	328.6	15,122.7	2,887.8	501.3	1,303.0	4,692.1		19,814.8	8.6						8.6	19,823.4
		広	2,864.0	167.2	3,031.2	788.5	1,418.8	7,919.1	10,126.4		13,157.6	0.4						0.4	13,158.0
		計	17,658.1	495.8	18,153.9	3,676.3	1,920.1	9,222.1	14,818.5		32,972.4	9.0						9.0	32,981.4
	郡山市	面積	針	3,596.90	85.59	3,682.49	234.50	97.62	486.44	818.56		4,501.05							
			広	678.84	70.99	749.83	36.27	363.54	3,957.68	4,357.49		5,107.32							
			計	4,275.74	156.58	4,432.32	270.77	461.16	4,444.12	5,176.05		9,608.37	52.93			227.96	280.89		9,889.26
材積		針	914,673	20,354	935,027	53,020	21,446	73,484	147,950		1,082,977							1,082,977	
		広	89,303	8,465	97,768	3,608	57,196	418,421	479,225		576,993							576,993	
		計	1,003,976	28,819	1,032,795	56,628	78,642	491,905	627,175		1,659,970							1,659,970	
成長量		針	13,264.4	134.8	13,399.2	838.0	147.1	245.0	1,230.1		14,629.3							14,629.3	
		広	1,209.2	65.8	1,275.0	69.4	466.3	3,092.4	3,628.1		4,903.1							4,903.1	
		計	14,473.6	200.6	14,674.2	907.4	613.4	3,337.4	4,858.2		19,532.4							19,532.4	
白河市		面積	針	3,620.92	75.27	3,696.19	83.27	31.40	95.55	210.22		3,906.41							
			広	229.61	15.22	244.83	14.68	76.10	588.11	678.89		923.72							
			計	3,850.53	90.49	3,941.02	97.95	107.50	683.66	889.11		4,830.13	64.47			155.13	219.60		5,049.73
	材積	針	950,216	19,986	970,202	15,807	6,192	22,895	44,894		1,015,096				35	35		1,015,131	
		広	50,415	3,685	54,100	2,089	13,307	77,040	92,436		146,536				7	7		146,543	
		計	1,000,631	23,671	1,024,302	17,896	19,499	99,935	137,330		1,161,632				42	42		1,161,674	
	成長量	針	17,398.9	337.0	17,735.9	335.3	28.5	185.5	549.3		18,285.2							18,285.2	
		広	648.3	49.7	698.0	30.6	54.6	730.2	815.4		1,513.4							1,513.4	
		計	18,047.2	386.7	18,433.9	365.9	83.1	915.7	1,364.7		19,798.6							19,798.6	
	須賀川市	面積	針	1,398.02	23.04	1,421.06	200.38	2.52	71.79	274.69		1,695.75							
			広	77.82	13.46	91.28	21.57	18.18	805.22	844.97		936.25							
			計	1,475.84	36.50	1,512.34	221.95	20.70	877.01	1,119.66		2,632.00	2.07			60.28	62.35		2,694.35
材積		針	410,071	5,202	415,273	38,066	480	13,009	51,555		466,828							466,828	
		広	13,551	2,314	15,865	2,636	1,929	104,220	108,785		124,650							124,650	
		計	423,622	7,516	431,138	40,702	2,409	117,229	160,340		591,478							591,478	
成長量		針	5,237.7	24.9	5,262.6	748.5	1.6	108.4	858.5		6,121.1							6,121.1	
		広	179.0	7.3	186.3	64.5	7.9	904.8	977.2		1,163.5							1,163.5	
		計	5,416.7	32.2	5,448.9	813.0	9.5	1,013.2	1,835.7		7,284.6							7,284.6	
二本松市		面積	針	868.59	114.35	982.94	54.73	9.33	65.43	129.49		1,112.43							
			広	83.99	44.14	128.13	15.26	66.26	754.91	836.43		964.56							
			計	952.58	158.49	1,111.07	69.99	75.59	820.34	965.92		2,076.99	2.02			284.95	286.97		2,363.96
	材積	針	204,107	26,715	230,822	9,206	2,098	6,351	17,655		248,477				300	300		248,777	
		広	12,628	7,467	20,095	2,642	7,585	59,746	69,973		90,068				350	350		90,418	
		計	216,735	34,182	250,917	11,848	9,683	66,097	87,628		338,545				650	650		339,195	
	成長量	針	2,782.8	235.5	3,018.3	104.6	15.1	16.1	135.8		3,154.1							3,154.1	
		広	136.1	26.0	162.1	35.2	108.7	236.6	380.5		542.6							542.6	
		計	2,918.9	261.5	3,180.4	139.8	123.8	252.7	516.3		3,696.7							3,696.7	

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のための林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
2. 複層林は下層木のみを対象とする。

単位 面積：h a 材積：m³ 成長量：m³/年

市町村	区分	立木地								無立木地等					計				
		人工林			天然林					竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地		林地以外の 地	計		
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計											
田村市	面積	針	6,120.93	182.56	6,303.49	222.74	22.01	126.77	371.52		6,675.01								
		広	840.99	22.02	863.01	46.20	71.04	1,851.68	1,968.92		2,831.93								
		計	6,961.92	204.58	7,166.50	268.94	93.05	1,978.45	2,340.44		9,506.94	82.52			245.97	328.49		9,835.43	
	材積	針	1,639.874	46.650	1,686.524	65.599	6.001	30,189	101,789		1,788,313				60	60		1,788,373	
		広	105.770	5.972	111.742	4.954	9.158	208.497	222,609		334,351							334,351	
		計	1,745.644	52.622	1,798.266	70.553	15.159	238,686	324,398		2,122,664				60	60		2,122,724	
	成長量	針	23,298.2	911.0	24,209.2	789.4	57.0	172.1	1,018.5		25,227.7							25,227.7	
		広	1,708.6	62.8	1,771.4	61.9	121.7	2,641.2	2,824.8		4,596.2							4,596.2	
		計	25,006.8	973.8	25,980.6	851.3	178.7	2,813.3	3,843.3		29,823.9							29,823.9	
	伊達市	面積	針	215.65	10.76	226.41	29.71	11.18	122.49	163.38		389.79							
			広	27.96	1.04	29.00	6.54	11.66	74.87	93.07		122.07							
			計	243.61	11.80	255.41	36.25	22.84	197.36	256.45		511.86				1.29	1.29		513.15
材積		針	52,658	4,433	57,091	5,610	2,184	27,053	34,847		91,938							91,938	
		広	3,208	209	3,417	767	1,154	9,160	11,081		14,498							14,498	
		計	55,866	4,642	60,508	6,377	3,338	36,213	45,928		106,436							106,436	
成長量		針	994.5	119.1	1,113.6	83.9	19.7	41.7	145.3		1,258.9							1,258.9	
		広	49.8	3.5	53.3	10.9	15.1	58.0	84.0		137.3							137.3	
		計	1,044.3	122.6	1,166.9	94.8	34.8	99.7	229.3		1,396.2							1,396.2	
桑折町		面積	針	35.04	5.87	40.91		12.00	159.50	171.50		212.41							
			広	4.07	13.69	17.76		27.21	125.16	152.37		170.13							
			計	39.11	19.56	58.67		39.21	284.66	323.87		382.54				26.06	26.06		408.60
	材積	針	7,560	1,805	9,365		2,790	37,172	39,962		49,327							49,327	
		広	302	1,735	2,037		2,239	16,016	18,255		20,292							20,292	
		計	7,862	3,540	11,402		5,029	53,188	58,217		69,619							69,619	
	成長量	針	126.8	16.3	143.1		26.4	128.0	154.4		297.5							297.5	
		広	7.7	22.6	30.3		44.5	127.4	171.9		202.2							202.2	
		計	134.5	38.9	173.4		70.9	255.4	326.3		499.7							499.7	
	川俣町	面積	針	422.08	6.34	428.42	5.16		21.66	26.82		455.24							
			広	29.65	8.64	38.29	1.33		308.28	309.61		347.90							
			計	451.73	14.98	466.71	6.49		329.94	336.43		803.14				19.38	19.38		822.52
材積		針	99,980	1,446	101,426	1,105		4,468	5,573		106,999							106,999	
		広	5,095	1,029	6,124	248		29,636	29,884		36,008							36,008	
		計	105,075	2,475	107,550	1,353		34,104	35,457		143,007							143,007	
成長量		針	1,647.7	15.8	1,663.5	16.9		22.1	39.0		1,702.5							1,702.5	
		広	81.5	12.7	94.2	3.4		504.4	507.8		602.0							602.0	
		計	1,729.2	28.5	1,757.7	20.3		526.5	546.8		2,304.5							2,304.5	
大玉村		面積	針	1,210.86	110.15	1,321.01	183.76	14.78	26.55	225.09		1,546.10							
			広	130.16	45.41	175.57	30.32	57.40	918.04	1,005.76		1,181.33							
			計	1,341.02	155.56	1,496.58	214.08	72.18	944.59	1,230.85		2,727.43	12.22			77.75	89.97		2,817.40
	材積	針	282,761	26,308	309,069	43,581	3,716	6,991	54,288		363,357							363,357	
		広	23,447	7,193	30,640	4,077	5,646	81,268	90,991		121,631							121,631	
		計	306,208	33,501	339,709	47,658	9,362	88,259	145,279		484,988							484,988	
	成長量	針	3,568.7	490.3	4,059.0	530.3	38.2	46.0	614.5		4,673.5							4,673.5	
		広	313.8	47.9	361.7	50.1	124.8	267.4	442.3		804.0							804.0	
		計	3,882.5	538.2	4,420.7	580.4	163.0	313.4	1,056.8		5,477.5							5,477.5	

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
2. 複層林は下層木のみを対象とする。

単位 面積：h a 材積：m³ 成長量：m³/年

市町村	区分	立木地							無立木地等					計				
		人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地		林地以外 の地	計		
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計										
天栄村	面積	針	4,536.28	118.42	4,654.70	53.80	270.89	350.63	675.32	5,330.02								
		広	1,279.00	64.79	1,343.79	5.95	709.07	5,942.10	6,657.12	8,000.91								
		計	5,815.28	183.21	5,998.49	59.75	979.96	6,292.73	7,332.44	13,330.93	5.44			335.55	340.99	13,671.92		
	材積	針	1,123,146	24,265	1,147,411	9,979	52,929	75,424	138,332	1,285,743					20	20	1,285,763	
		広	279,724	11,793	291,517	1,382	116,665	908,099	1,026,146	1,317,663					110	110	1,317,773	
		計	1,402,870	36,058	1,438,928	11,361	169,594	983,523	1,164,478	2,603,406				130	130	2,603,536		
	成長量	針	15,946.0	270.5	16,216.5	195.3	632.6	98.0	925.9	17,142.4							17,142.4	
		広	4,518.5	113.9	4,632.4	22.2	1,700.8	4,993.4	6,716.4	11,348.8							11,348.8	
		計	20,464.5	384.4	20,848.9	217.5	2,333.4	5,091.4	7,642.3	28,491.2							28,491.2	
	西郷村	面積	針	1,094.91	26.53	1,121.44	19.48	16.58	51.33	87.39	1,208.83							
			広	115.44	8.72	124.16	5.11	45.85	2,498.68	2,549.64	2,673.80							
			計	1,210.35	35.25	1,245.60	24.59	62.43	2,550.01	2,637.03	3,882.63	19.12			473.57	492.69	4,375.32	
材積		針	273,801	5,240	279,041	3,905	2,369	10,464	16,738	295,779							295,779	
		広	29,371	1,133	30,504	1,471	6,824	15,183	423,478	453,982					930	930	454,912	
		計	303,172	6,373	309,545	5,376	9,193	425,647	440,216	749,761				930	930	750,691		
成長量		針	3,815.7	101.1	3,916.8	78.7	6.9	35.0	120.6	4,037.4							4,037.4	
		広	368.8	13.0	381.8	22.0	32.0	442.4	496.4	878.2							878.2	
		計	4,184.5	114.1	4,298.6	100.7	38.9	477.4	617.0	4,915.6							4,915.6	
玉川村		面積	針	227.90	3.45	231.35	315.32		44.42	359.74	591.09							
			広	4.05	6.06	10.11	2.67		48.72	51.39	61.50							
			計	231.95	9.51	241.46	317.99		93.14	411.13	652.59	4.69			24.33	29.02	681.61	
	材積	針	54,298	2,305	56,603	69,386		9,793	79,179	135,782							135,782	
		広	1,078	301	1,379	388		3,958	4,346	5,725							5,725	
		計	55,376	2,606	57,982	69,774		13,751	83,525	141,507							141,507	
	成長量	針	930.5	43.5	974.0	965.4		108.8	1,074.2	2,048.2							2,048.2	
		広	15.7	20.2	35.9	7.4		99.9	107.3	143.2							143.2	
		計	946.2	63.7	1,009.9	972.8		208.7	1,181.5	2,191.4							2,191.4	
	平田村	面積	針	670.13	2.97	673.10	217.70	2.40	49.32	269.42	942.52							
			広	7.66	0.33	7.99	5.70	1.46	231.42	238.58	246.57							
			計	677.79	3.30	681.09	223.40	3.86	280.74	508.00	1,189.09	53.21			39.44	92.65	1,281.74	
材積		針	159,761	686	160,447	45,384	522	8,013	53,919	214,366							214,366	
		広	1,296	76	1,372	467	273	18,339	19,079	20,451							20,451	
		計	161,057	762	161,819	45,851	795	26,352	72,998	234,817							234,817	
成長量		針	2,631.2	9.0	2,640.2	733.3	7.0	129.5	869.8	3,510.0							3,510.0	
		広	25.2	1.4	26.6	11.5	4.8	368.3	384.6	411.2							411.2	
		計	2,656.4	10.4	2,666.8	744.8	11.8	497.8	1,254.4	3,921.2							3,921.2	
古殿町		面積	針	4,329.65	61.13	4,390.78	43.83	8.87	18.77	71.47	4,462.25							
			広	242.35	37.30	279.65	39.89	26.05	695.01	760.95	1,040.60							
			計	4,572.00	98.43	4,670.43	83.72	34.92	713.78	832.42	5,502.85	377.10			274.66	651.76	6,154.61	
	材積	針	1,072,171	17,544	1,089,715	4,446	1,859	3,907	10,212	1,099,927							1,099,927	
		広	57,347	8,366	65,713	1,293	3,547	64,631	69,471	135,184							135,184	
		計	1,129,518	25,910	1,155,428	5,739	5,406	68,538	79,683	1,235,111							1,235,111	
	成長量	針	20,631.1	273.4	20,904.5	218.0	35.3	19.7	273.0	21,177.5							21,177.5	
		広	866.8	107.1	973.9	85.2	52.5	1,368.3	1,506.0	2,479.9							2,479.9	
		計	21,497.9	380.5	21,878.4	303.2	87.8	1,388.0	1,779.0	23,657.4							23,657.4	

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみ林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
 2. 複層林は下層木のみを対象とする。

単位 面積：h a 材積：m³ 成長量：m³/年

市町村	区分	立木地							無立木地等					計		
		人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地		林地以外 の土地	計
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計								
小野町	面積	針	572.72	7.74	580.46	4.88	0.20	16.48	21.56	602.02						
		広	62.39		62.39	0.71	1.19	268.68	270.58	332.97						
		計	635.11	7.74	642.85	5.59	1.39	285.16	292.14	934.99	3.16			15.38	18.54	953.53
	材積	針	134,024	1,876	135,900	904	41	3,786	4,731	140,631						140,631
		広	6,788	142	6,930	62	116	23,668	23,846	30,776						30,776
		計	140,812	2,018	142,830	966	157	27,454	28,577	171,407						171,407
	成長量	針	2,280.1	63.1	2,343.2	19.3	0.5	32.8	52.6	2,395.8						2,395.8
		広	96.9	1.4	98.3	1.1	1.9	549.7	552.7	651.0						651.0
		計	2,377.0	64.5	2,441.5	20.4	2.4	582.5	605.3	3,046.8						3,046.8
森林計画計	面積	針	33,503.69	980.19	34,483.88	2,561.37	771.54	4,533.95	7,866.86	42,350.74						
		広	5,273.75	470.27	5,744.02	644.39	2,376.43	36,349.39	39,370.21	45,114.23						
		計	38,777.44	1,450.46	40,227.90	3,205.76	3,147.97	40,883.34	47,237.07	87,464.97	690.91			3,672.30	4,363.21	91,828.18
	材積	針	8,419,054	243,929	8,662,983	546,784	162,767	834,038	1,543,589	10,206,572	584			415	999	10,207,571
		広	858,329	76,275	934,604	81,065	352,260	4,377,568	4,810,893	5,745,497	24			1,747	1,771	5,747,268
		計	9,277,383	320,204	9,597,587	627,849	515,027	5,211,606	6,354,482	15,952,069	608			2,162	2,770	15,954,839
	成長量	針	129,348.4	3,373.9	132,722.3	8,544.7	1,517.2	2,691.7	12,753.6	145,475.9	8.6				8.6	145,484.5
		広	13,089.9	722.5	13,812.4	1,263.9	4,154.4	24,303.5	29,721.8	43,534.2	0.4				0.4	43,534.6
		計	142,438.3	4,096.4	146,534.7	9,808.6	5,671.6	26,995.2	42,475.4	189,010.1	9.0				9.0	189,019.1

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のための林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
 2. 複層林は下層木のみを対象とする。

(4) 制限林の種類別面積

単位 面積：ha

区分	市町村										
	福島市	郡山市	白河市	須賀川市	二本松市	田村市					
保安林	水源かん養保安林	23,598.39	4,602.17	3,210.67	1,504.64	818.66		1,466.00			
	土砂流出防備保安林	1,459.55	373.28	93.07	52.72			227.00			
	土砂崩壊防備保安林	64.68	29.26				1.33	1.80			
	飛砂防備保安林										
	防風保安林										
	水害防備保安林										
	潮害防備保安林										
	干害防備保安林		111.25					11.54			
	防雪保安林										
	防霧保安林										
	なだれ防止保安林	98.54									
	落石防止保安林	4.62					1.86				
	防火保安林										
	魚つき保安林										
	航行目標保安林										
保健保安林	(1,482.34)	(372.28)	105.02	(102.33)	2.36	(616.06)	166.54	(58.74)	98.59		
風致保安林											
計	(1,482.34)	25,225.78	(372.28)	5,220.98	3,303.74	(102.33)	1,559.72	(616.06)	988.39	(58.74)	1,804.93
保安施設地区											
砂防指定地	(2,566.01)	172.13	(3.14)	22.38	9.86	(5.14)	2.25		7.35		2.51
国立公園	特別保護地区	(844.98)	0.05								
	第一種特別地域	(722.69)	2.01	(197.16)	0.01			(323.47)	0.55		
	第二種特別地域	(1,947.97)	0.70	(188.15)				(284.21)	0.28		
	第三種特別地域	(3,368.79)	45.25	(540.01)	2.42			(314.51)	922.19		
	地種区分未定地域										
計	(6,884.43)	48.01	(925.32)	2.43				(922.19)	923.02		
国定公園	特別保護地区										
	第一種特別地域										
	第二種特別地域										
	第三種特別地域										
	地種区分未定地域										
計											
都道府県立自然公園	第一種特別地域										
	第二種特別地域							(35.13)	1.13	(126.92)	5.47
	第三種特別地域							(32.80)	14.26	(108.46)	63.44
	地種区分未定地域										
計							(67.93)	15.39	(235.38)	68.91	
原生自然環境保全地域											
自然環境保全地域特別地区											
都道府県自然環境保全地域特別地区	(110.60)		(43.77)	0.04							
鳥獣保護区特別保護地区											
緑地保全地区											
風致地区											
特別母樹林											
史跡名勝天然記念物	(234.39)							(262.64)			
種の保存法による管理地区											
その他											
合計	(11,277.77)	25,445.92	(1,344.51)	5,245.83	3,313.60	(107.47)	1,561.97	(1,868.82)	1,934.15	(294.12)	1,876.35

(注) () は、他の制限林と重複する面積で外書。

単位 面積：ha

区分	市町村									
	伊達市	桑折町	川俣町	大玉村	天栄村	西郷村				
保安林	水源かん養保安林		377.00	527.30	948.40	10,395.72		1,286.95		
	土砂流出防備保安林	513.15		103.95	25.30	870.98		2,396.02		
	土砂崩壊防備保安林		22.54			6.54				
	飛砂防備保安林									
	防風保安林									
	水害防備保安林									
	潮害防備保安林									
	干害防備保安林			23.34						
	防雪保安林									
	防霧保安林									
	なだれ防止保安林									
	落石防止保安林									
	防火保安林									
	魚つき保安林									
	航行目標保安林									
保健保安林					(492.77)	36.11	(615.54)	9.30		
風致保安林										
計	513.15	399.54	654.59	973.70	(492.77)	11,309.35	(615.54)	3,692.27		
保安施設地区										
砂防指定地					(190.87)	50.67	(19.27)			
国立公園	特別保護地区									
	第一種特別地域				(55.04)		(229.20)			
	第二種特別地域				(546.37)		(1,501.87)	4.40		
	第三種特別地域				(346.29)	572.87				
	地種区分未定地域									
計				(947.70)	572.87		(1,731.07)	4.40		
国定公園	特別保護地区									
	第一種特別地域									
	第二種特別地域									
	第三種特別地域									
	地種区分未定地域									
計										
都道府県立自然公園	第一種特別地域					(12.38)				
	第二種特別地域					(239.27)	48.95			
	第三種特別地域	(209.57)				(1,811.13)	33.58			
	地種区分未定地域									
	計	(209.57)				(2,062.78)	82.53			
原生自然環境保全地域										
自然環境保全地域特別地区										
都道府県自然環境保全地域特別地区										
鳥獣保護区特別保護地区										
緑地保全地区										
風致地区										
特別母樹林										
史跡名勝天然記念物										
種の保存法による管理地区										
その他										
合計	(209.57)	513.15	399.54	654.59	(947.70)	1,546.57	(2,746.42)	11,442.55	(2,365.88)	3,696.67

(注) () は、他の制限林と重複する面積で外書。

単位 面積：ha

区分	市町村				合計		
	平田村	古殿町	小野町				
保安林	水源かん養保安林			601.52	49,337.42		
	土砂流出防備保安林		41.42	17.22	6,173.66		
	土砂崩壊防備保安林			1.17	127.32		
	飛砂防備保安林						
	防風保安林						
	水害防備保安林						
	潮害防備保安林						
	工害防備保安林				146.13		
	防雪保安林						
	防霧保安林						
	なだれ防止保安林				98.54		
	落石防止保安林				6.48		
	防火保安林						
	魚つき保安林						
航行目標保安林							
保健保安林	53.94	(41.42)	31.00	(3,781.48)	502.86		
風致保安林							
計	53.94	(41.42)	72.42	619.91	(3,781.48)	56,392.41	
保安施設地区							
砂防指定地			4.73		(2,784.43)	271.88	
国立公園	特別保護地区				(844.98)	0.05	
	第一種特別地域				(1,527.56)	2.57	
	第二種特別地域				(4,468.57)	5.38	
	第三種特別地域				(4,569.60)	1,542.73	
	地種区分未定地域						
計					(11,410.71)	1,550.73	
国定公園	特別保護地区						
	第一種特別地域						
	第二種特別地域						
	第三種特別地域						
	地種区分未定地域						
計							
都道府県立自然公園	第一種特別地域				(12.38)		
	第二種特別地域				(401.32)	55.55	
	第三種特別地域			(86.08)	0.10	(2,248.04)	111.38
	地種区分未定地域						
計				(86.08)	0.10	(2,661.74)	166.93
原生自然環境保全地域							
自然環境保全地域特別地区							
都道府県自然環境保全地域特別地区					(154.37)	0.04	
鳥獣保護区特別保護地区							
緑地保全地区							
風致地区							
特別母樹林							
史跡名勝天然記念物			0.03		(497.03)	0.03	
種の保存法による管理地区							
その他							
合計	53.94	(41.42)	77.18	(86.08)	620.01	(21,289.76)	58,382.02

(注) () は、他の制限林と重複する面積で外書。

(5) 樹種別材積表

単位 材積：千m³

樹種 林種	総 数	材積						
		針葉樹計	ス ギ	ヒ ノ キ	アカマツ	カラマツ	モ ミ	その他 針葉樹
総 数	15,952	10,207	3,414	928	4,518	978	33	336
人 工 林	9,598	8,663	3,393	916	3,416	921	7	11
天 然 林	6,354	1,544	21	12	1,102	57	26	325

樹種 林種	広葉樹計	材積						
		ブ ナ	ク リ	クヌギ	ナラ類	カンバ類	カエデ類	その他 広葉樹
総 数	5,745	1,033	56	18	901	21	4	3,713
人 工 林	935	1	—	5	14	1	0	914
天 然 林	4,811	1,031	56	13	888	20	4	2,799

(6) 荒廃地等の面積

単位 面積：ha

種 類		荒 廃 地	荒 廃 危 険 地
総 数		733	—
市	福 島 市	594	—
	二 本 松 市	82	—
	伊 達 市	0	—
町	川 俣 町	0	—
	大 玉 村	13	—
村	郡 山 市	4	—
	田 村 市	1	—
	天 栄 村	17	—
別 内	玉 川 村	0	—
	古 殿 町	2	—
	小 野 町	0	—
訳	白 河 市	1	—
	西 郷 村	19	—

(7) 森林の被害

単位 面積：ha

種 類	生物の害					森林火災					その他の害				
	H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30
総 数	18	9	3	4	0	3	—	—	—	0	—	—	—	—	—

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況

単位 員数：人 金額：千円 面積：ha

市町村別	組合名	組合員数	常勤役 職員数	出資金 総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備考
総数	6 組合	27,961	95	706,878	109,956	
森 林 組 合	福島市	福島県北	8,995	16	187,155	30,877
	二本松市	塩 沢	216	0	3,595	101
	郡山市	郡 山 市	2,648	10	65,062	20,821
	小野町	ふくしま中央	8,548	28	282,348	36,454
	田村市	田 村	4,306	31	142,785	11,091
	白河市	西白河地方	3,248	10	25,933	10,612
総数	6 生産組合	454	0	14,472	335	
生 産 森 林 組 合	福島市	青 木	245	0	300	171
	伊達市	月 館	29	0	1,833	23
		御 代 田	50	0	2,700	70
	川俣町	太 郎 坊 山	61	0	6,839	63
		田 代	28	0	2,800	8
	郡山市	中 山	41	0	0	0

(注)「福島県林業振興課資料」による。

(2) 林業事業体等の現況

単位：事業体数

区 分	造 林 業	素 材 生 産 業	木材卸売業 (うち素材 市売市場)	木材・木製品製造業		そ の 他	
				製造業	その他		
総 数	16	77	54(3)	78	6	—	
市	福 島 市	1	10	7(1)	9	—	—
	二 本 松 市	1	2	2	6	—	—
町	伊 達 市	1	6	1(1)	5	—	—
	本 宮 市	—	1	1	3	—	—
村	桑 折 町	—	1	—	1	—	—
	国 見 町	—	—	—	—	1	—
別	川 俣 町	—	3	1	1	—	—
	大 玉 村	1	1	—	1	—	—
内	郡 山 市	5	14	21(1)	20	3	—
	須 賀 川 市	1	5	3	3	—	—
訳	田 村 市	1	9	3	5	—	—
	鏡 石 町	—	—	—	1	—	—
内	天 栄 村	1	1	—	1	—	—
	石 川 町	1	3	1	2	1	—
内	玉 川 村	—	—	—	1	—	—
	平 田 村	—	3	—	1	—	—
内	浅 川 町	—	—	1	—	—	—
	古 殿 町	2	6	—	4	—	—
内	三 春 町	—	—	2	3	—	—
	小 野 町	—	—	—	5	—	—
内	白 河 市	1	9	5	4	1	—
	西 郷 村	—	3	4	1	—	—
内	泉 崎 村	—	—	—	—	—	—
	中 島 村	—	—	1	—	—	—
内	矢 吹 町	—	—	1	1	—	—

(注) 1. 造林業については、「2015年世界農林業センサス」による。

2. 素材生産業、木材卸売業、木材・木製品製造業及びその他については「福島県林業振興課資料」による。

(3) 林業労働力の概況

当計画区の林業就業者の推移については、次のとおりである。

単位 人数：人

調査年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
労働者数	775	584	917	870

(注) 総務省統計局「国勢調査報告書」による。

(4) 林業機械化の概況

当計画区内における林業機械の保有状況は次のとおりである。

単位：台

集材機	トラクタ	林内作業車	フェラーバンチャ	プロセッサ	ハーベスタ
2	18	41	4	24	16

フォワーダ	タワヤーダ	スイングヤーダ	スキッダ	その他
42	1	8	8	30

(注) 「福島県林業振興課資料」による。

(5) 作業路網等の整備の概況

国有林内における林道等の現況は 464.8kmで林道密度は5.0m/haとなっている。

なお、当計画においては、286.1kmの林業専用道開設及び3.5kmの拡張を計画し、路網の着実な整備に努めることとしている。

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³ 実行歩合：%

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実 行 歩 合		
	総 数	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐
総 数	1,154	654	500	672	423	249	58	65	50
針 葉 樹	1,084	615	469	635	396	239	59	64	51
広 葉 樹	70	39	31	37	27	10	53	69	32

(2) 間伐面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
6,463	1,843	29

(3) 人工造林及び天然更新別面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

総 数			人 工 造 林			天 然 更 新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
2,260	749	33	1,907	691	36	354	58	16

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：km 実行歩合：%

区 分	開 設 延 長			拡 張 箇 所 (路 線 数)		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
基 幹 路 網	87	11	13	37	9	24
うち林業専用道	87	11	13	—	1	—

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	4,732	—	0	—	1	
水源かん養保安林	4,669	912	20	—	1	
土砂流出防備保安林	47	—	0	—	1	
土砂崩壊防備保安林	1	—	0	—	—	
保 健 保 安 林	16	—	0	—	0	

イ 保安施設地区の面積

該当なし。

ウ 治山事業の数量

単位 実行歩合：%

種 類	治山事業施行地区数		
	計 画	実 行	実行歩合
保安施設及び保安林の整備	181	20	11
地 す べ り 事 業	—	—	—

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー 施設用地	住宅、別荘、工 場等建物敷地 及びその附帯地	採石採土地	その他	合計
—	—	—	—	26.58	26.58

(2) 森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原野	農用地	その他	合計
—	—	2.31	2.31

6 森林資源の推移
 (1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積：ha 材積：千m³

分期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐採立木材積	総数	総数	1,431	1,584	1,327	1,286	1,213	1,141	1,101	1,065
		針葉樹	1,384	1,537	1,287	1,247	1,175	1,104	1,064	1,029
		広葉樹	47	47	40	39	38	37	37	37
	主伐	総数	892	876	711	710	710	710	710	710
		針葉樹	851	838	679	677	677	677	677	677
		広葉樹	41	38	33	33	33	33	33	33
	間伐	総数	539	707	615	576	503	431	391	355
		針葉樹	533	699	608	569	497	426	386	351
		広葉樹	6	8	7	7	6	5	5	4
造林面積	総数	2,437	4,345	2,998	2,461	2,396	2,357	2,341	2,355	
	人工造林	2,379	3,520	2,828	2,295	2,234	2,197	2,183	2,197	
	天然更新	58	825	170	166	162	160	158	158	

(注) 単位以下を四捨五入した関係で総数は一致しない場合がある。

(2) 分期別期首資源表

阿武隈川 森林計画区

単位 面積:ha 材積:千m³

区	分	面 積									材 積	
		総 数	1・2 齡 級	3・4 齡 級	5・6 齡 級	7・8 齡 級	9・10 齡 級	11・12 齡 級	13・14 齡 級	15齡級 以 上		
第Ⅰ 分期	総 数	87,465	1,038	1,670	2,726	7,949	14,981	17,267	8,265	33,570	15,952	
	人工林	総数	40,228	958	1,010	1,083	6,018	12,449	12,697	4,486	1,527	9,598
		育成単層林	38,777	784	878	1,039	5,961	12,186	12,472	4,407	1,051	9,277
		育成複層林	1,450	174	133	45	57	263	226	79	476	320
	天然林	総数	47,237	80	659	1,643	1,931	2,532	4,569	3,779	32,043	6,354
		育成単層林	3,206	15	179	313	507	765	1,140	195	90	628
		育成複層林	3,148	0	22	117	163	803	875	145	1,024	515
		天然生林	40,883	65	459	1,213	1,261	964	2,555	3,439	30,928	5,212
	第Ⅲ 分期	総 数	86,257	6,782	1,038	1,670	2,726	7,354	11,914	14,354	40,420	15,540
人工林		総数	38,989	6,577	958	1,010	1,083	5,422	9,436	9,841	4,661	8,856
		育成単層林	34,704	3,586	784	878	1,039	5,378	9,234	9,672	4,134	7,883
		育成複層林	4,285	2,990	174	133	45	45	203	169	527	973
天然林		総数	47,268	205	80	659	1,643	1,931	2,477	4,513	35,759	6,684
		育成単層林	3,266	69	15	179	313	507	763	1,137	283	462
		育成複層林	3,111	83	0	22	117	163	765	836	1,125	440
		天然生林	40,891	53	65	459	1,213	1,261	950	2,540	34,351	5,783
第Ⅴ 分期		総 数	86,764	5,459	6,782	1,037	1,668	2,661	6,472	10,382	52,303	15,422
	人工林	総数	39,307	5,123	6,577	958	1,010	1,023	4,546	7,912	12,159	8,484
		育成単層林	34,917	4,935	3,586	784	878	979	4,519	7,725	11,510	7,536
		育成複層林	4,391	188	2,990	174	133	43	27	187	649	948
	天然林	総数	47,456	336	205	79	657	1,638	1,926	2,470	40,145	6,939
		育成単層林	3,333	76	69	15	178	313	507	762	1,414	487
		育成複層林	3,226	213	83	0	21	116	159	760	1,873	472
		天然生林	40,897	47	53	64	458	1,210	1,259	948	36,858	5,980
	第Ⅶ 分期	総 数	86,796	4,753	5,459	6,781	1,037	1,625	2,475	5,660	59,005	15,325
人工林		総数	39,153	4,431	5,123	6,577	958	970	841	3,740	16,513	8,204
		育成単層林	34,680	4,264	4,935	3,586	784	838	802	3,727	15,743	7,267
		育成複層林	4,473	167	188	2,990	174	132	40	13	770	937
天然林		総数	47,643	323	336	205	79	655	1,633	1,920	42,492	7,121
		育成単層林	3,445	119	76	69	15	178	312	507	2,170	515
		育成複層林	3,318	185	213	83	0	21	112	156	2,549	496
		天然生林	40,880	19	47	53	64	457	1,208	1,258	37,774	6,110
第Ⅸ 分期		総 数	86,790	4,696	4,753	5,458	6,781	980	1,425	2,298	60,399	15,282
	人工林	総数	38,963	4,380	4,431	5,123	6,577	901	772	669	16,111	8,031
		育成単層林	34,407	4,208	4,264	4,935	3,586	728	644	633	15,409	7,092
		育成複層林	4,555	171	167	188	2,990	172	128	36	702	939
	天然林	総数	47,827	316	322	335	204	79	653	1,629	44,288	7,252
		育成単層林	3,553	116	119	75	68	15	178	312	2,670	539
		育成複層林	3,410	182	185	213	83	0	20	109	2,619	517
		天然生林	40,864	18	19	47	53	64	456	1,207	38,999	6,196

(注) 1 齡級を5年とし、アラビア数字を用い1年生から5年生までを1 齡級、6年生から10年生までを2 齡級、以下順次3、4 齡級とする。